

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画

# 「新さんかくプラン」行政評価 (平成23年度)

～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちを目指して～

平成24年3月

岡山市市民局男女共同参画課

# 目 次

I	新さんかくプランの効き目を測る	・・・ 1
II	新さんかくプランの目標別の体系	・・・ 2
III	身近な指標が映す“さんかく都市”（平成19年度～平成23年度） ～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちの視点から～	・・・ 5
IV	平成22年度に実施した主な施策	・・・ 25
○	参考資料	・・・ 41

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画「新さんかくプラン」のあらまし

## 凡 例

「さんかく条例」	=岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例 (平成13年6月制定。同年10月一部施行、平成14年4月全部施行)
「さんかくプラン」	=岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成14年3月策定。計画期間は平成14年度からの5年間)
「新さんかくプラン」	=岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成19年3月策定。計画期間は平成19年度からの5年間)
「さんかく岡山」	=岡山市男女共同参画社会推進センター (平成12年4月オープン)
「さんかくウイーク」	=岡山市男女共同参画推進週間 (「さんかく条例」により設置。6月21日～27日までの一週間)

# I 新さんかくプランの効き目を測る

## 1 プランの効き目を測って市民と市政のかけ橋に

行政の取組だけでは、政策を実現することはできません。とりわけ、男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが理解を深め、市民の皆さんをはじめ、地域団体やNPO、企業など地域の多様な主体による主体的な活動と協働した取組を進めることが不可欠です。

こうしたパートナーシップによる協働の取組を推進していくためには、政策の内容や方向性、目標など自治の基本となる事項について、それぞれの主体が共通の理解と認識を持つことが必要です。

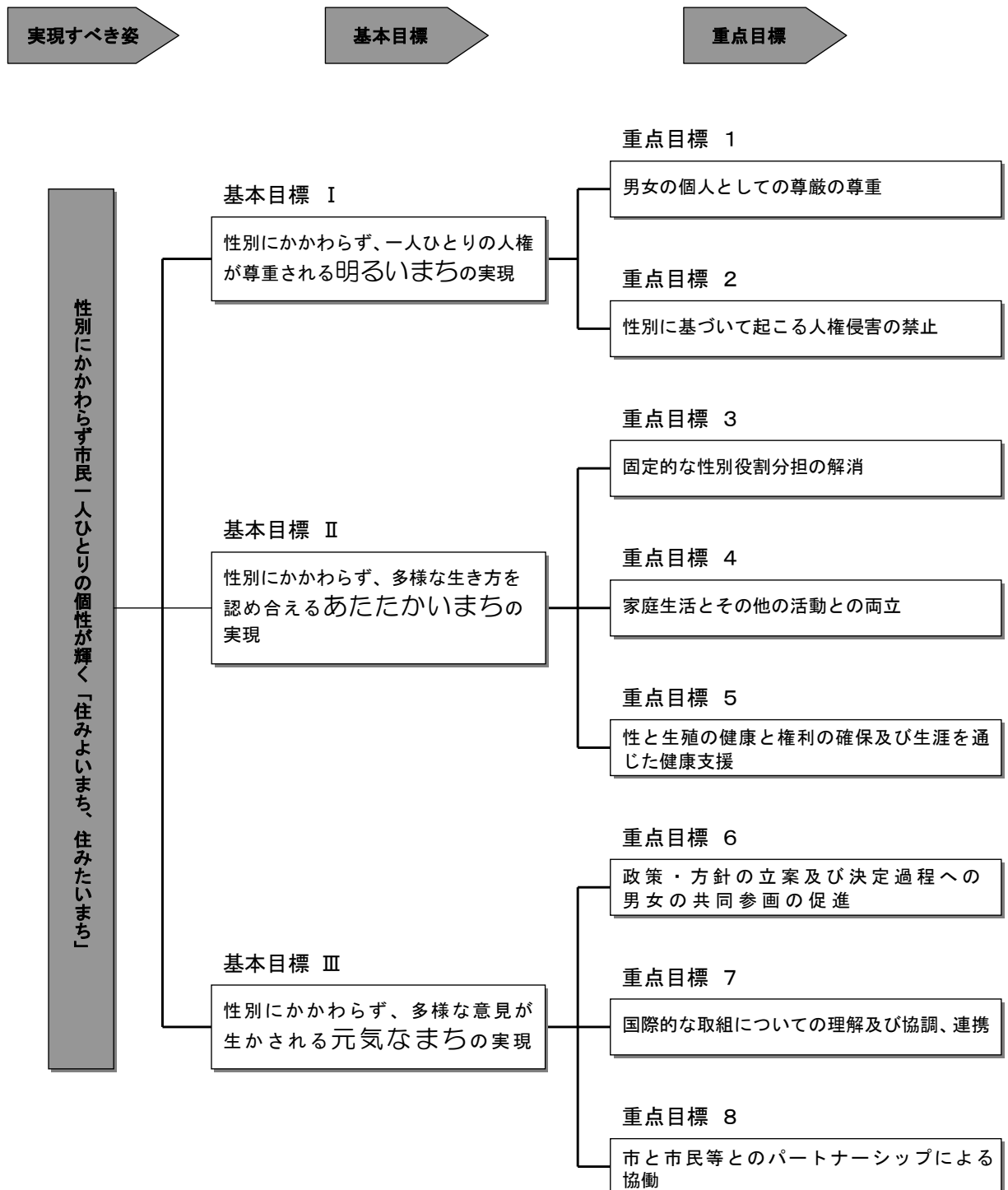
そこで、「新さんかくプラン」では、「さんかくプラン」に引き続き、身近な指標を使って男女共同参画社会の進展の度合いをわかりやすく示すとともに、その情報を市民の皆さんに提供することで、男女共同参画社会の実現に向けた取組への市民参加の促進をめざしています。

## 2 「何をしたか」から「どんな成果が得られたか」へ

「新さんかくプラン（体系は2ページを参照）」に基づいて、市民・事業者・市の行うさまざまな取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたのかを見るために、活動量や活動実績を測る指標（数値目標）だけでなく、どんな成果が生み出されたかを測る指標（成果指標）を設定しています。（3～4ページを参照）

平成19年度に数値目標と成果指標の現状値調査を行い、平成20年度から、これらをもとに公開を前提とした評価を行います。

## Ⅱ 新さんかくプランの目標別の体系



# 数値目標及び成果指標一覧

新さんかくプランでは、数値目標と成果指標を設定しています。

数値目標は行政が事業を行う上で目標とする数値のことで、成果指標は男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安となるものです。

成果指標の数値は、全ての取組の効果だけでなく、社会情勢によっても変動するため、目標とする数値は設けずに、全てが向上することをめざしています。

## 数値目標一覧

基本目標	重点目標	数値目標	目標値 (H17現状値 → H23目標値)	掲載 ページ
Ⅰ 性別にかかわらず、 一人ひとりの人権が 尊重される明るい まちの実現	1 男女の個人としての 尊厳の尊重	A 小中学校において男女平等の 内容を含んだ授業を実施した クラスの割合	(18年度実施予定) 小・83.1% → 100% 中・75.1% → 100%	P7
		B 「さんかくカレッジ」修了生 の講師登用人数	0人 → 15人	P7
	2 性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	C 市の実施するDV防止啓発講 座の受講者数	毎年 109人 → 500人 以上	P9
		D 市の実施する事業者へのセク ハラ研修出前講座の事業者 数・受講者数	毎年 1事業者 → 10事業者 25人 500人 以上	P9
Ⅱ 性別にかかわらず、 多様な生き方を認め 合えるあたたかい まちの実現	3 固定的な性別役割 分担の解消	E 市の実施する固定的な役割分 担を解消するための啓発講座 の受講者数*1	毎年 5,744人 → 6,000人 以上	P12
	4 家庭生活とその他の 活動との両立	F 保育園の待機児童解消期間	12ヶ月 → 12ヶ月	P14
	5 性と生殖の健康と 権利の確保及び 生涯を通じた健康支援	G 市の実施する性に関する出前 講座の受講者数	毎年 17,053人 → 17,000人 以上	P16
Ⅲ 性別にかかわらず、 多様な意見が 生かされる元気な まちの実現	6 政策・方針の立案及び 決定過程への男女の 共同参画の促進	H 市の審議会の女性委員の割合	33.2% → 40%	P18
		I 市の女性管理職の割合*2	6.7% → 8%	P18
	7 国際的な取組に ついての理解 及び協調・連携	J 市の実施する世界の男女共同 参画の取組状況を紹介した講 座・研修の受講者数	毎年 162人 → 200人 以上	P20
	8 市と市民等との パートナーシップ による協働	K 「さんかくウイーク」への参 加者数	毎年 2,323人 → 2,500人 以上	P22
L 「さんかくウイーク」へのさん かく岡山登録団体の参加率		21.1% → 50%	P22	

\*1 啓発講座の受講者数：「さんかくウイーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数を含む。

\*2 市の女性管理職の割合：ここでいう管理職とは教育職を除く課長相当職以上の職員を指す。

## 成果指標一覧

基本目標	重点目標	成果の指標	定義	掲載ページ	
Ⅰ 性別にかかわらず、 一人ひとりの人権が 尊重される明るい まちの実現	1 男女の個人としての 尊厳の尊重	A	小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合	P7
		B	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合	P8
	2 性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	C	公的相談機関の周知度	市内にあるDVの専門的な相談機関（市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター）を知っている人の割合	P9
		D	DVに対する認識度	夫婦間において「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合	P10
		E	職場におけるセクハラへの対応度	職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合	P10
Ⅱ 性別にかかわらず、 多様な生き方を認め 合えるあたたかい まちの実現	3 固定的な性別役割 分担の解消	F	性別による固定的役割分担意識の解消度	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	P12
		G	男性の家事分担割合	男性が担っている家事の割合	P12
		H	事業者における固定的役割分担の解消度	来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶を出す事業者の割合	P13
	4 家庭生活とその他の 活動との両立	I	父親の育児参加率	3歳児の父親が育児に参加している割合	P14
		J	仕事・家事以外の活動の充実度	仕事と家事を離れたところで属するグループ（趣味のグループやNPOなど）がある人の割合	P14
		K	育児・介護休暇制度の事業者における理解度	育児・介護休暇を取りやすい雰囲気がある職場にあると思う人の割合	P15
	5 性と生殖の健康と 権利の確保及び 生涯を通じた健康支援	L	性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合	P16
		M	健康診断の受診率	過去1年間に健康診断を受診した人の割合	P17
	Ⅲ 性別にかかわらず、 多様な意見が 生かされる元気な まちの実現	6 政策・方針の立案及び 決定過程への男女の 共同参画の促進	N	女性の単位町内会長の割合	単位町内会長に占める女性の割合
O			女性のPTA会長の割合	市内の小学校・中学校のPTA会長のうち、女性の会長の占める割合	P19
7 国際的な取組に ついての理解 及び協調・連携		P	「ジェンダー」という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合	P20
		Q	日本人とつきあいをしている外国人の割合	となり近所や地域の日本人とつきあいをしている外国人の割合	P21
8 市と市民等との パートナーシップ による協働		R	「さんかくウィーク」の認知度	「さんかくウィーク」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウィーク」を知っている人の割合	P22
		S	「さんかく岡山」の認知度	「さんかく岡山」を利用したことがある、または知っている人の割合	P23

### Ⅲ 身近な指標が映す“さんかく都市”

(平成19年度～平成23年度)

～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちの視点から～

## 【新さんかくプラン平成23年度現状値の概略】

数値目標と成果指標の平成23年度現状値の動向は次のとおりとなっている。

### ○数値目標（12項目設定）について

- ①目標値を達成している数値目標は4項目〔B、F、G、J〕
  - ②目標値を達成していないものの前年より改善している数値目標は3項目〔D、H、I〕
  - ③目標値を達成せず、前年より悪化している数値目標は2項目〔A、L〕
  - ④目標値を達成せず、前年より20%以上数値が悪化している数値目標は3項目〔C、E、K〕
- ※下表において、① = ◎、② = ○、③ = △、④ = ×で表記している。

### ○成果指標（19項目設定）について

- ①現状値が上昇している成果指標は1項目〔A〕
  - ②現状値が下降している成果指標は1項目〔I〕
  - ③現状値が横ばいの成果指標は17項目
- ※成果指標については、統計学的に有意である場合のみ、上昇または下降と判断している。

### ＜数値目標・成果指標の現状値動向一覧＞

重点目標	数値目標 / 目標値	H20	H21	H22	H23	重点目標	成果指標	H22との比較	H19との比較
1	A 男女平等に関する授業を実施したクラス割合 / 小・中とも100%	○	△	○	△	1	A 小中学生の男女平等感	↗	↗
	B 「さんかくカレッジ」修了生の講師登用人数 / 15人	○	○	○	◎		B 「男女共同参画社会」という言葉の認知度	→	→
2	C DV防止啓発講座受講者数 / 毎年500人以上	○	○	◎	×	2	C 公的相談機関の周知度	→	→
	D セクハラ出前講座の事業者数・受講者数 / 毎年10事業者・500人以上	△	○	×	○		D DVに対する認知度	→	→
E 職場におけるセクハラへの対応度					E 職場におけるセクハラへの対応度		→	→	
3	F 固定的な役割分担解消のための講座受講者数 / 毎年6,000人以上	◎	◎	◎	×	3	F 性別による固定的役割分担意識の解消度	→	→
	G 男性の家事分担割合						G 男性の家事分担割合	→	↘
4	H 審議会の女性委員割合 / 40%	○	○	○	○	4	H 事業者における固定的役割分担の解消度	→	↗
	I 女性管理職割合 / 8%	△	△	△	○		I 父親の育児参加率	↘	→
	J 世界の男女共同参画に関する講座受講者数 / 毎年200人以上	×	○	◎	◎		J 仕事・家事以外の活動の充実度	→	→
5	K 「さんかくウイーク」参加者数 / 毎年2,500人以上	◎	◎	◎	×	5	K 育児・介護休暇制度の事業者における理解度	→	→
	L 「さんかくウイーク」へのさんかく岡山登録団体参加率 / 50%	×	○	○	△		L 性に関する相談の充実度	→	↗
6	M 健康診断の受診率					6	M 健康診断の受診率	→	↘
	N 女性の単位町内会長の割合						N 女性の単位町内会長の割合	→	→
7	O 女性のPTA会長の割合					7	O 女性のPTA会長の割合	→	→
	P 「ジェンダー」という言葉の認知度						P 「ジェンダー」という言葉の認知度	→	→
8	Q 日本人とつきあいをしている外国人の割合					8	Q 日本人とつきあいをしている外国人の割合	→	→
	R 「さんかくウイーク」の認知度						R 「さんかくウイーク」の認知度	→	→
	S 「さんかく岡山」の認知度					S 「さんかく岡山」の認知度	→	→	

※今年度は、新さんかくプランの最終年度のため、数値目標の評価はH20～H23の結果を示し、成果指標はH22年度現状値及びH19年度現状値とH23年度現状値との比較を行った。



## 重点目標 1 男女の個人としての尊厳の尊重

### ■数値目標の現状値

**目標A** 小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合

年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
小学校	96.0%	97.8%	97.5%	99.0%	95.9%	100%
中学校	97.2%	98.9%	98.9%	100%	100%	100%

●平成23年度現状値の説明

- 平成22年度中に全ての市立小中学校の全クラス（小学校89校の1,226クラス、中学校38校の558クラス）で、男女平等の内容を含んだ授業を実施した割合です。

**目標B** 「さんかくカレッジ」修了生の講師登用人数

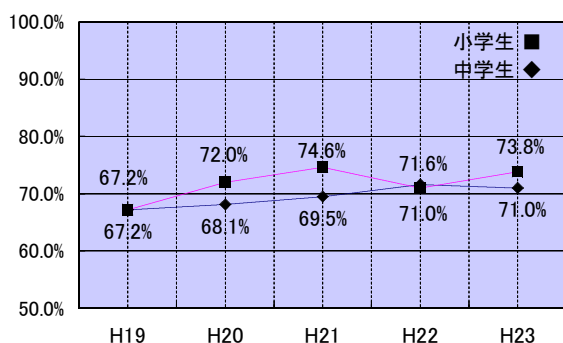
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
講師登用人数	4人	7人	8人	13人	16人	15人

●平成23年度現状値の説明

- 平成18年度から平成22年度に市が実施した事業で、さんかくカレッジ（岡山市男女共同参画大学）の修了生が講師を務めた人数の合計です。同一の人が講師を複数回務めた場合は、1人として数えています。

### ■成果指標の現状値

**指標A** 小中学生の男女平等感

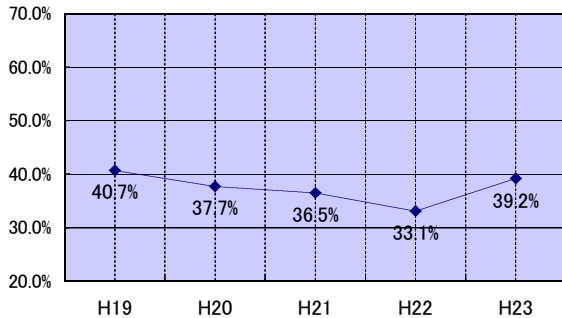


▶ 指標の定義 = 学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合

●平成23年度現状値の説明

- 平成23年7月に、全ての市立小中学校において小学5年生1クラスの児童（計2,569名）と中学2年生1クラスの生徒（計1,159名）を対象にアンケート調査を実施。
- 学校生活の中で男女が「平等にあつかわれていると思う」または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」と答えた児童・生徒の割合です。
- 小学5年生で「平等にあつかわれていると思う」（25.9%）または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」（48.0%）と答えた児童の割合は、73.8%です。
- 中学2年生で「平等にあつかわれていると思う」（23.7%）または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」（47.4%）と答えた生徒の割合は、71.0%です。

## 指標B 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



▶指標の定義 = 「男女共同参画社会<sup>※1</sup>」  
という言葉の意味を知っている人の割合

※1 男女共同参画社会とは、「男性も女性も、性別にかかわらず社会のあらゆる分野の活動に参画して、個性や能力が十分に生かされる社会」のこと。

### ●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・男女共同参画社会について※1の説明より「もっと詳しい内容を知っている」または「おおむねこの程度は知っている」と答えた人の割合(39.2%)です。
- ・参考までに、「言葉ぐらいは知っている」と答えた人の割合は31.8%です。

## 【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

「小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合（目標A）」は、H19からの5年間を通じて中学校では目標値を達成しているものの、小学校では、最も割合が低くなっていることは課題である。

一方、「小中学生の男女平等感（指標A）」を見ると、前年と比べて小学生では上昇し、中学生では横ばいであるものの、H19現状値と比べると小中学生ともに上昇していることは評価できる。

今後は、男女平等教育指導の手引きの改訂を視野に入れ、児童・生徒の発達段階に応じた授業を行うとともに、就学前児童に対しても男女平等の視点を入れた取組を行うなど、子どもの頃から男女共同参画に敏感な視点を育てていくことが重要である。

また、「男女共同参画社会という言葉の認知度（指標B）」は、前年に比べて上昇傾向であるものの、H19現状値と比べると横ばいである。引き続き、男女共同参画社会の意味や内容を市民に分かりやすく周知するとともに、公民館等の講座において、さんかくカレッジ修了生の講師を積極的に登用するなど、市民が主体的に男女共同参画を推進する機会を提供し、男女共同参画社会への理解を深めていくことが重要である。

(※)各指標の評価については、平成22年度及び平成19年度と平成23年度の値を比較し、統計学的に5%水準で有意差がある場合を「上昇」「下降」と表現し、10%水準で有意差がある場合を「上昇傾向」「下降傾向」としています。

(※)各指標の値は、小数点第2位を四捨五入していますので、内訳の合計が計と一致しない場合があります。

## 重点目標 2 性別に基づいて起こる人権侵害の禁止

### ■ 数値目標の現状値

**目標C** 市の実施するDV防止啓発講座の受講者数

年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
受講者数	198人	317人	429人	780人	404人	500人以上

●平成23年度現状値の説明

- ・平成22年度中に市が実施したDV防止啓発講座の受講者総数です。

**目標D** 市の実施する事業者へのセクハラ研修出前講座の事業者数・受講者数

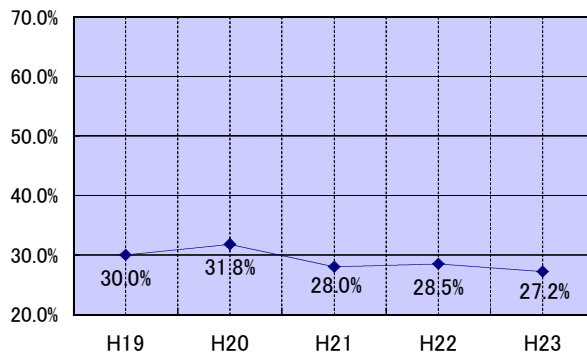
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
事業者数	2	2	2	1	1	10
受講者数	170人	165人	608人	159人	330人	500人以上

●平成23年度現状値の説明

- ・平成22年度中に市が実施した事業者へのセクハラ研修出前講座の事業者数及びその受講者総数です。

### ■ 成果指標の現状値

**指標C** 公的相談機関の周知度



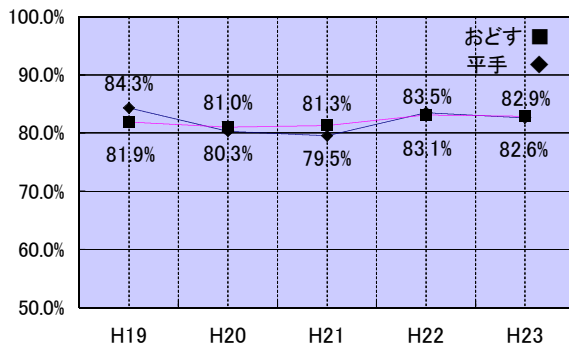
▶ 指標の定義 = 市内にあるDVの専門的な相談機関（市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター）を知っている人の割合

<参考> 市男女共同参画相談支援センターのDV相談件数（平成22年度：1,288件）

●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・市内にあるDVについての専門的な相談機関を1つ以上知っていると感じた人の割合（27.2%）です。

## 指標D DVに対する認識度

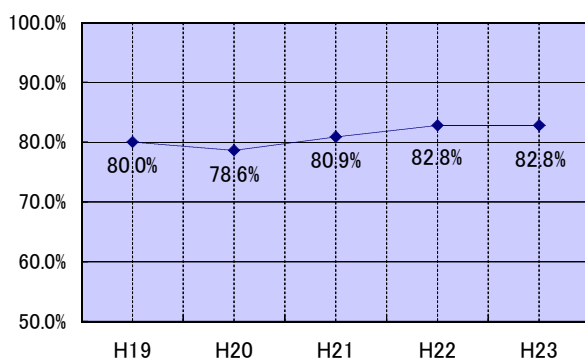


▶指標の定義 = 夫婦間において「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合

### ●平成23年度現状値の説明

- 平成23年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- 配偶者を平手で打つ行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(52.8%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(29.7%)と答えた人の割合(82.6%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性51.5%、女性53.8%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性31.1%、女性29.1%)です。
- なぐるふりをして配偶者をおどす行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(49.2%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(33.7%)と答えた人の割合(82.9%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性46.6%、女性51.1%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思う」(男性35.1%、女性33.0%)です。

## 指標E 職場におけるセクハラへの対応度



▶指標の定義 = 職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合

### ●平成23年度現状値の説明

- 平成23年7月に公正採用選考人権啓発推進員研修に参加した事業所にアンケート調査を実施。
- セクハラが発生した場合に、何らかの対応ができる相談体制や対応マニュアルがあると回答した事業者の割合(82.8%)です。内訳は、「相談体制と対応マニュアルが両方ともある」(44.0%)、「相談体制だけある」(34.0%)、「対応マニュアルだけある」(4.8%)です。

## 【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

「DVに対する認識度（指標D）」は、前年及びH19現状値と比べて横ばいであるものの8割の人が「平手で打つ」、「なぐるふりをして、おどす」を重大な人権侵害であると認識しており、市民のDVに対する認識は高いといえる。

しかしながら、「公的相談機関の周知度（指標C）」は、H19からの5年間、3割前後の推移にとどまっており、周知が図れているとは言い難い。

今後は、市の実施するDV防止啓発講座の内容を工夫し、若い世代を含む多くの市民にDVについての正しい理解の浸透を図るとともに、男女共同参画相談支援センターのより一層の周知を図り、被害者が安心して相談できる体制を整えることが重要である。

また、「職場におけるセクハラへの対応度（指標E）」は、H19からの5年間を通じ、8割前後で推移しているが、男女雇用機会均等法では、全ての事業主にセクハラ防止措置を義務づけていることから、引き続き事業主が主体的にセクハラ防止に向けて取り組むよう働きかけるとともに、市の実施する事業者へのセクハラ研修出前講座等を通して、セクハラを容認しない職場環境づくりに努めるよう促すことが重要である。

## 重点目標3 固定的な性別役割分担の解消

### ■ 数値目標の現状値

**目標E** 市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数

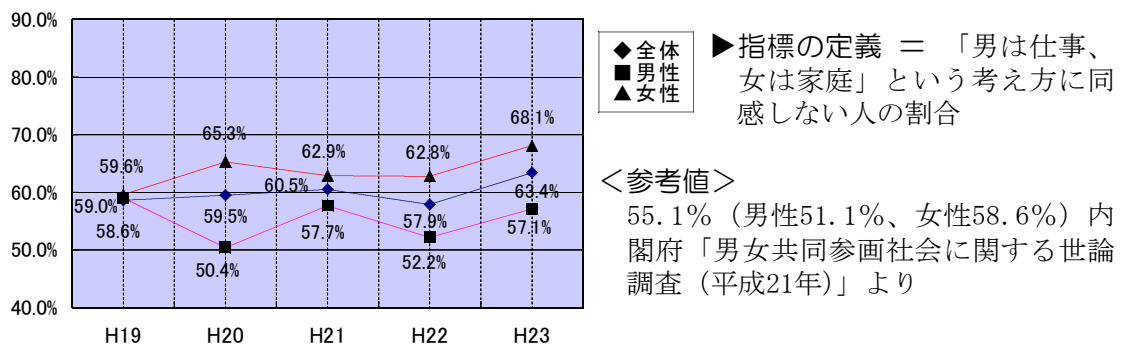
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
受講者数	5,914人	6,454人	6,298人	6,718人	5,182人	6,000人以上

#### ●平成23年度現状値の説明

- ・平成22年度中に市が実施した固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者総数です。
- ・「さんかくウイーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数を含みません。

### ■ 成果指標の現状値

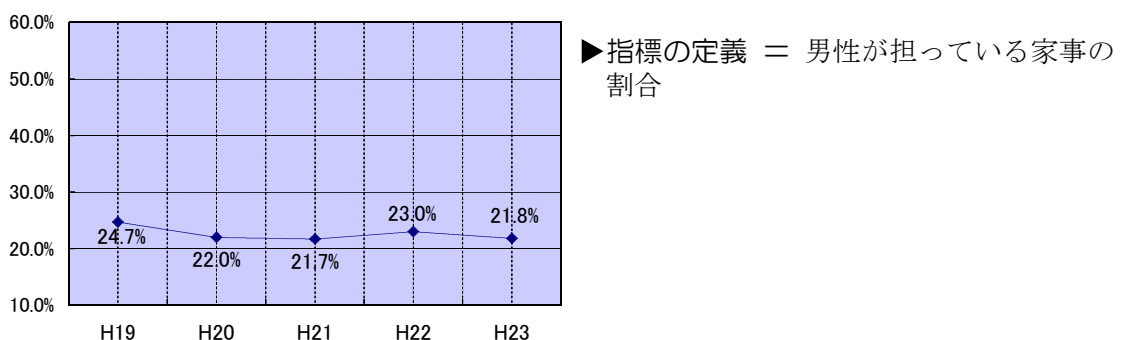
#### 指標F 性別による固定的役割分担意識の解消度



#### ●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・「男は外で働くもの、女は家庭を守るものだ」という考え方について「そう思わない」(43.5%)又は「どちらかといえばそう思わない」(19.9%)と答えた人の割合です。男女別に見ると、「そう思わない」(男性40.6%、女性45.6%)、「どちらかといえばそう思わない」(男性16.5%、女性22.5%)です。

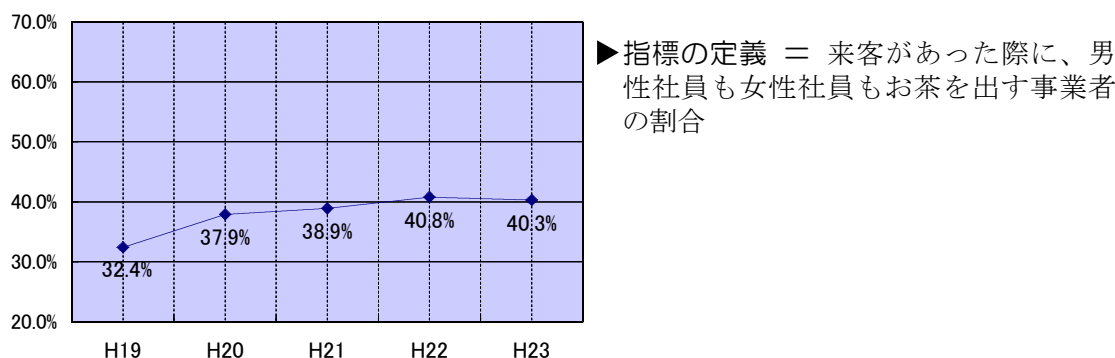
#### 指標G 男性の家事分担割合



●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・家庭で男性が担当している家事（炊事、掃除、洗濯、買い物、家事雑事）の割合について、0%から100%までの間の10%刻みの数字のうちで最も近い数字を答えてもらいました。
- ・割合別の内訳は、0割（9.2%）、1割（33.2%）、2割（13.6%）、3割（14.6%）、4割（4.7%）、5割（4.7%）、6割（0.3%）、7割（0.9%）、8割（1.3%）、9割（0.6%）、10割（1.3%）となっています。ただし、男性のみの家庭及び男性がいない家庭は除いています。

指標H 事業者における固定的役割分担の解消度



●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年7月に公正採用選考人権啓発推進員研修に参加した事業者にアンケート調査を実施。
- ・来客などでお茶を出す場合に、男性社員も女性社員もお茶くみをしていると回答した事業者の割合(40.3%)です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

「性別による固定的役割分担の解消度（指標F）」は、前年及び H19現状値と比べると横ばいであるものの、H23現状値は63.4%と最も高い割合となっている。

男女別に見ると、男性の解消度の割合が低いことから、男性を意識した施策について検討していく必要がある。

また、「事業者における固定的役割分担の解消度（指標H）」は、前年と比べると横ばいであるものの、H19現状値と比べると上昇しており、男女共同参画の意識の高まりが図られつつある。

一方、「男性の家事分担割合（指標G）」を見ると、H19からの5年間を通じて、実際に男性が家事を担っているのは、平均で2割程度にとどまっており、依然として家事を担っているのは女性であることがうかがえる。

今後も引き続き、市民や事業者に対して固定的な性別役割分担解消に向けた啓発活動を行うとともに、男性自身の家事・育児・介護に参加することへの意欲を高めていくことが重要である。



## 重点目標 4 家庭生活とその他の活動との両立

### ■ 数値目標の現状値

#### 目標F 保育園の待機児童解消期間

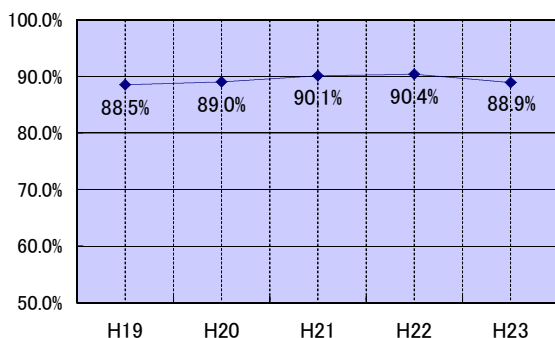
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
解消期間	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月

#### ● 平成23年度現状値の説明

- 平成22年度中において保育園の待機児童がゼロであった期間(12ヶ月)です。

### ■ 成果指標の現状値

#### 指標I 父親の育児参加率

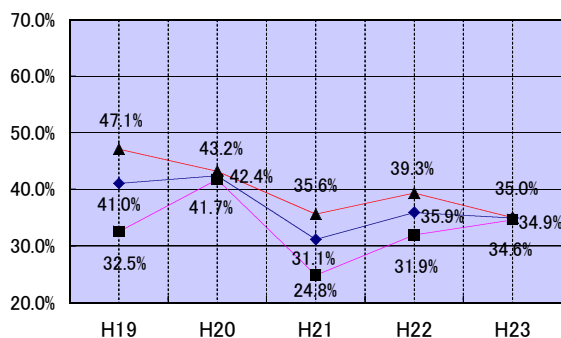


▶ 指標の定義 = 3歳児の父親が育児に参加している割合

#### ● 平成23年度現状値の説明

- 平成22年度中の3歳児健康診査受診時の診査票に、父親が育児に参加していると回答した人の割合(88.9%)です。

#### 指標J 仕事・家事以外の活動の充実度



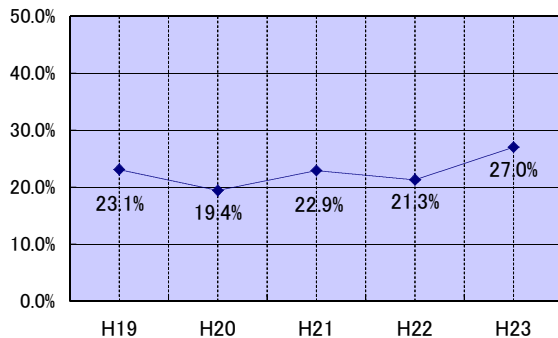
▶ 指標の定義 = 仕事と家事を離れたところで属するグループ(趣味のグループやNPOなど)がある人の割合

#### ● 平成23年度現状値の説明

- 平成23年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- 仕事と家事を離れたところで属するグループ(趣味のグループやNPOなど)があると回答した人の割合(34.9%)です。男女別に見ると、男性は34.6%、女性は35.0%です。



## 指標K 育児・介護休暇制度の事業者における理解度



▶指標の定義 = 育児・介護休暇制度を取りやすい雰囲気がある職場にあると思う人の割合

### ●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・仕事を持っている人のうち、育児や介護のための休暇を「男女とも取りやすい雰囲気がある」と回答した人の割合(27.0%)です。
- ・「女性は休暇を取りやすい雰囲気がある」とした人の割合は19.3%です。
- ・「男女とも取りやすい雰囲気はない」とした人の割合は19.0%です。

### 【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

「保育園の待機児童解消期間（目標F）」においては、H19からの5年間、待機児童ゼロを継続し、「父親の育児参加率（指標I）」では、前年に比べて下降しているものの、H19からの5年間は9割前後で推移しており、子育て環境の整備や男性の育児への参加は図られつつある。

しかしながら、「育児・介護休暇制度の事業者における理解度（指標K）」は、H19からの5年間、2割前後で推移し、H23現状値は27.0%とやや数値は高くなっているものの、依然として育児・介護休暇が取りにくい状況であると考えられる。

また、「仕事・家事以外の活動の充実度（指標J）」を見ると、前年と比べて横ばいであるものの、H19現状値と比べると、とくに女性で47.1%（H19）→35.0%（H23）と下降傾向であり、不安定な経済情勢の影響も考えられるが、趣味や地域活動への参加は低迷しているといえる。

今後は、男性が育児や介護に参加することについての社会的気運の醸成を図り、男女がともに仕事と育児・介護の両立が図れるよう休暇制度の充実や柔軟な働き方が選択できるなど職場環境の整備を進めるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する理解を深め、その実現に向け積極的に取り組んでいく必要がある。

## 重点目標5 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援

### ■ 数値目標の現状値

**目標G** 市の実施する性に関する出前講座の受講者数

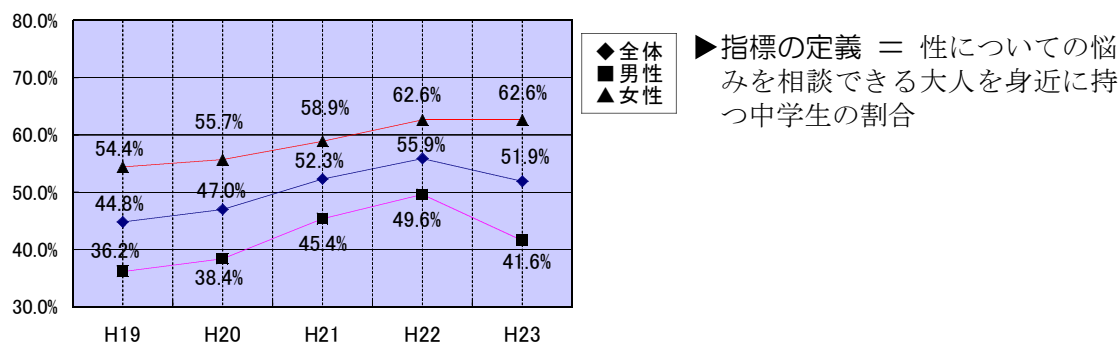
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
受講者数	16,610人	17,085人	17,346人	17,653人	18,225人	17,000人以上

●平成23年度現状値の説明

- ・平成22年度中に市が実施した性に関する出前講座の受講者総数です。

### ■ 成果指標の現状値

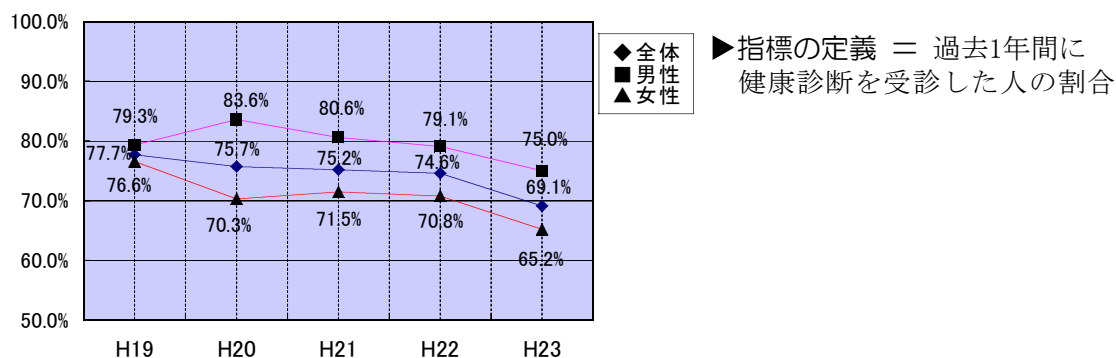
**指標L** 性に関する相談の充実度



●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年9月に、全ての市立中学校において2学年の1クラスの生徒(計1,159名)を対象にアンケート調査を実施。
- ・(自分の身近に)性についての悩みを相談できる大人が「いる」と答えた生徒の割合(51.9%)です。
- ・男女別に見ると、「いる」と答えた男子生徒の割合は41.6%、女子生徒の割合は62.6%となっています。

## 指標M 健康診断の受診率



### ●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・最近の1年間に健康診断を受けたと回答した人の割合(69.1%)です。
- ・男女別に見ると、男性は75.0%、女性は65.2%です。

### 【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

「市の実施する性に関する出前講座の受講者数（目標G）」は、目標値を大幅に上回り、「性に関する相談の充実度（指標L）」については、前年に比べると下降傾向であるものの、H19現状値と比べると上昇しており、出前講座等による学校での性教育の効果によるものと考えられる。とくに女子生徒においては、その効果が大きいといえる。

今後も市の実施する性に関する出前講座や学校における性教育の充実を図り、性感染症やH I V / エイズ等の正しい情報や予防する知識の普及啓発を行うとともに、男子生徒も気軽に相談できるように工夫しながら、思春期電話相談窓口の周知を図るなど性に関して相談しやすい環境を整えることも大切である。

その一方で、「健康診断の受診率（指標M）」は、前年と比べて横ばいであるものの、H19現状値と比べると下降しており、女性の受診率は76.6%（H19）→65.2%（H23）と低くなっている。とくに女性は妊娠や出産の可能性があり、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、健康についての正確な情報を積極的に提供し、健康診断の受診率を上げていくことが重要である。

また、男女がともに生涯を通じて健康であるためには、お互いの身体的性差について理解し合うことが大切であり、性差に応じた健康支援の推進を図ることが重要である。

## 重点目標6 政策・方針の立案及び決定過程 への男女の共同参画の促進

### ■数値目標の現状値

#### 目標H 市の審議会の女性委員の割合

年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
女性委員割合	35.7%	35.8%	36.2%	37.6%	39.9%	40%

#### ●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年4月1日現在における女性委員の割合(39.9%)です。
- ・対象となる審議会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき市が設置した全ての附属機関(計48)です。(①基本政策審議会、特定政策審議会及び水道事業審議会、②法令に基づく審議会等)

#### 目標I 市の女性管理職の割合

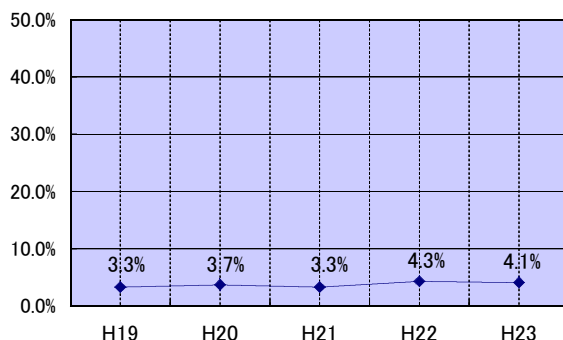
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
女性管理職割合	6.1%	5.5%	5.1%	4.9%	5.8%	8%

#### ●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年4月1日現在において、管理職職員(教育職を除く課長相当職以上)445人のうちで、女性が占める割合(5.8%)です。

### ■成果指標の現状値

#### 指標N 女性の単位町内会長の割合



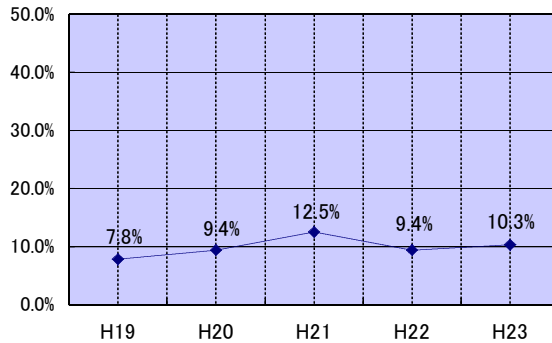
▶指標の定義 = 単位町内会長(合併4地区では地域区長)に占める女性の割合

○平成19年度現状値を3.5%から3.3%に修正しました。これは合併4地区(御津、灘崎、建部、瀬戸)の地域区長の算入漏れによるものです。  
(平成20年度行政評価で修正)

#### ●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年4月1日現在のすべての単位町内会(1,717)における女性の単位町内会長の割合(4.1%)です。

## 指標O 女性のPTA会長の割合



▶指標の定義 二 市内の小学校・中学校のPTA会長のうち、女性の会長の占める割合

### ●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年度において、市立の全ての小・中学校（126校）のPTA会長のうちで、女性が占める割合（10.3%）です。
- ・内訳は、小学校で11.2%（10校）、中学校で8.1%（3校）となっています。

## 【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

「市の審議会の女性委員の割合（目標H）」は順調に増加しており、全国の政令指定都市（19市）と比較すると、最も高い割合（第1位）となっている。「さんかく条例」の効果が大きいといえるが、引き続き、女性委員の割合が4割以上となるよう積極的に取り組んでいく必要がある。

その一方で、「市の女性管理職の割合（目標I）」は全国の政令指定都市（19市）の中で17位であり、目標値にも達していない。低迷の要因を分析し、女性の職域の拡大を図るなど積極的な管理職登用を進めるとともに、女性の管理職に就くことへの抵抗感をなくすため女性の意識改革に向けての取組や管理職の負担を軽減するなど女性が継続して働けるような取組が必要である。

また、「女性の単位町内会長の割合（指標N）」、「女性のPTA会長の割合（指標O）」は、H19からの5年間を通じ、低迷しているため、地域においてより一層の啓発を進め、男女共同参画への理解を浸透させていくことが重要である。

## 重点目標7 国際的な取組についての理解及び協調、連携

### ■数値目標の現状値

**目標J** 市の実施する世界の男女共同参画の取組状況を紹介した講座・研修の受講者数

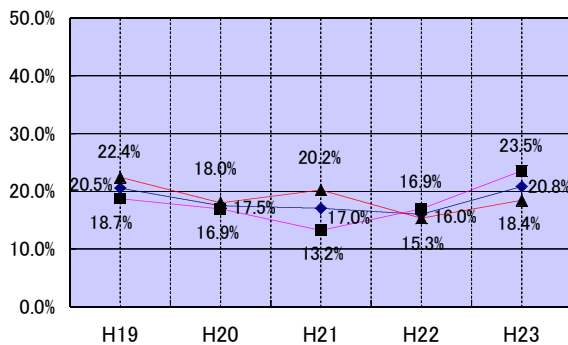
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
受講者数	353人	136人	188人	387人	234人	200人以上

●平成23年度現状値の説明

- ・平成22年度中に市が実施した世界の男女共同参画の取組状況を紹介した講座
- ・研修の受講者総数です。

### ■成果指標の現状値

#### 指標P 「ジェンダー」という言葉の認知度



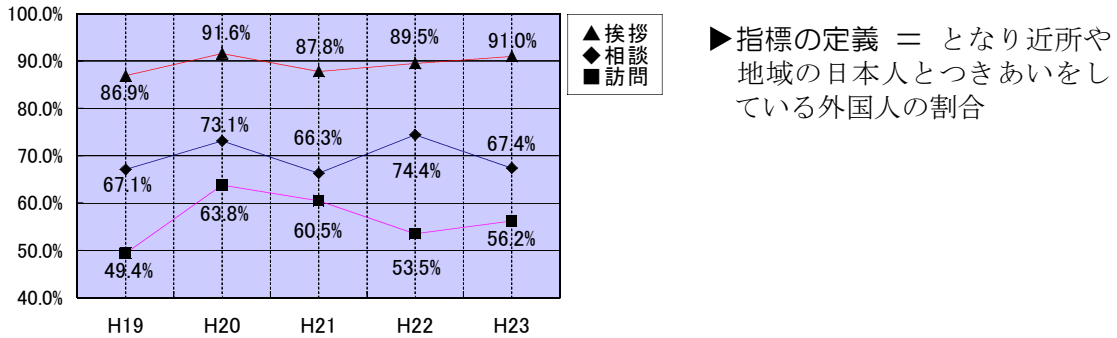
▶ 指標の定義 = 「ジェンダー※1」という言葉の意味を知っている人の割合

※1 ジェンダーは、国連などの国際会議でも使われ、世界的にも広く認められている言葉。生物学的性別(セックス/sex)に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「女性像」「男性像」があり、このような女性、男性の別のこと。

●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・ジェンダーについて※1の説明より「もっと詳しい内容を知っている」または「おおむねこの程度は知っている」と答えた人の割合(20.8%)です。男女別に見ると、男性23.5%、女性18.4%です。
- ・参考までに、「言葉ぐらいは知っている」と答えた人の割合は26.3%です。男女別に見ると、男性26.5%、女性26.3%です。

## 指標Q 日本人とつきあいをしている外国人の割合



### ●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年9月に、外国人登録原票から無作為抽出した外国人市民400人を対象にアンケート調査を実施。
- ・隣近所や地域の日本人とのつきあいについて、「あいさつをする人がいる」と答えた人の割合(91.0%)です。
- ・隣近所や地域の日本人とのつきあいについて、「困ったとき相談する人がいる」と答えた人の割合(67.4%)です。
- ・隣近所や地域の日本人とのつきあいについて、「家に招いたり、招かれたりする人がいる」と答えた人の割合(56.2%)です。

### 【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

「市の実施する世界の男女共同参画の取組状況を紹介した講座・研修の受講者数（目標J）」は、年によりばらつきがあるものの、目標値を達成したことは評価できる。

一方で、「ジェンダーという言葉の認知度（指標P）」は、H19からの5年間を通じて、2割前後で推移しており、かなり低調である。国際的な男女共同参画の取組について情報発信する中で、ジェンダーという言葉の意味を市民に分かりやすく周知するとともに、国際社会における日本の男女共同参画の現状を紹介し、男女共同参画社会についての理解を深めていくことが重要である。

また、岡山市における外国人の数は約1万人と多くなっているが、「日本人とつきあいをしている外国人の割合（指標Q）」を見ると、「挨拶」、「相談」、「訪問」のいずれもH19からの5年間を通じて横ばいである。「挨拶」では9割を超えているものの、「相談」では6割、「訪問」では5割を超えるにとどまっており、多文化共生への理解を広げていく必要がある。とくに外国人は、言葉や文化の違いから不安や困難を抱えることが多いため、公的機関において外国人からの相談に対応できる体制を整えるとともに、外国人市民会議の開催や交流の場を通して、外国人との相互理解を図っていく必要がある。



## 重点目標8 市と市民等とのパートナーシップによる協働

### ■数値目標の現状値

#### 目標K 「さんかくウイーク」への参加者数

年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
参加者数	2,406人	2,820人	2,750人	3,191人	2,455人	2,500人以上

#### ●平成23年度現状値の説明

- ・さんかくウイーク2010（平成22年度市男女共同参画推進週間）中の行事への参加者総数です。

#### 目標L 「さんかくウイーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率

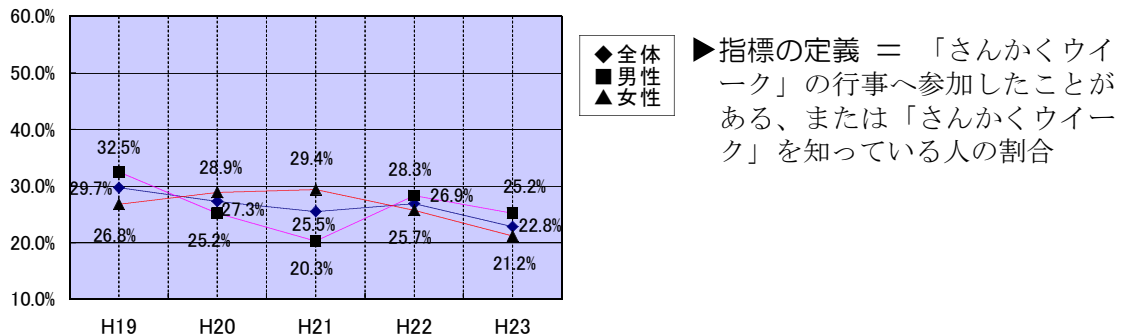
年度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
参加率	22.4%	13.6%	18.8%	28.8%	24.7%	50%

#### ●平成23年度現状値の説明

- ・「さんかく岡山」の登録団体(73団体)のうちで、平成22年度の「さんかくウイーク」において、その実行委員会メンバー又はワークショップの主催者等として参加した団体の割合(24.7%)です。

### ■成果指標の現状値

#### 指標R 「さんかくウイーク」の認知度

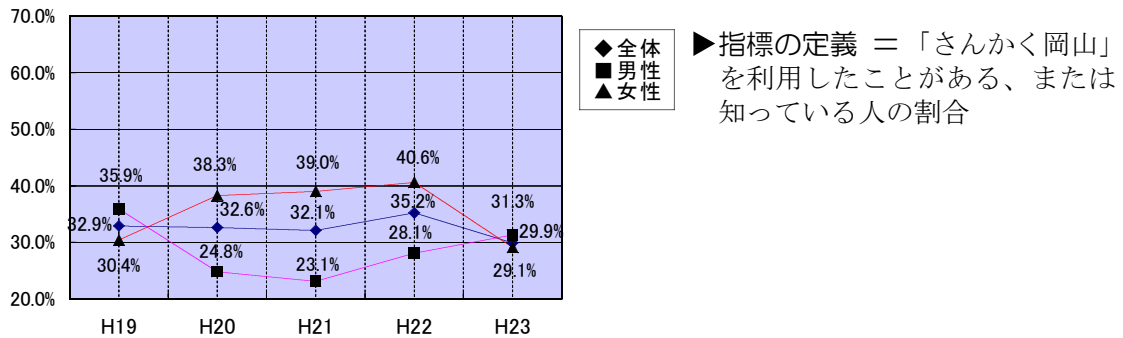


#### ●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・さんかくウイークについて、「行事に参加したことがある」または「知っているが行事に参加したことはない」と答えた人の割合(22.8%)です。男女別に見ると、男性25.2%、女性21.2%です。
- ・さんかくウイークは、岡山市男女共同参画推進週間の愛称です。



## 指標S 「さんかく岡山」の認知度



### ●平成23年度現状値の説明

- ・平成23年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民700人を対象にアンケート調査を実施。
- ・さんかく岡山について、「利用したことがある」または「知っているが利用したことはない」と答えた人の割合(29.9%)です。男女別に見ると、男性31.3%、女性29.1%です。

### 【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

「さんかくウイーク」では、多くの市民が男女共同参画についての理解を深めることができるよう男女共同参画に関する行事を全市的に展開しているが、「さんかくウイークの認知度（指標R）」は、前年と比べて横ばいであるものの、H19現状値と比べると下降傾向であり、「さんかくウイークへの参加者数（目標K）」や「さんかくウイークへのさんかく岡山登録団体の参加率（目標L）」を見ても、ともに目標値に到達していない。

今後は、「さんかくウイーク」への参加が一部の市民や団体にとどまることなく、裾野を広げていくとともに、若年層などの新たな層にも広がるよう事業内容を工夫していく必要がある。

また、「さんかく岡山の認知度（指標S）」も5年間を通じて横ばいであり、3割前後と低調であるため、「さんかく岡山」の役割や実施している事業内容を積極的に情報発信し、市民や事業者が利用しやすい施設となるよう努めるとともに、登録団体とのつながりを深め、市民協働による男女共同参画施策の一層の推進を図ることが重要である。



## IV 平成22年度に実施した主な施策

# 重点目標1

施策の方向性	具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課	
① 男女平等を推進する教育・学習	男女共同参画の視点をいれた学習の推進	○「男女平等教育指導の手引」を活用した授業の実施 【内容】小中学校において男女平等教育を学習主題として取り上げている内容を含んだ授業を実施。 【実績】小学校 1,176クラス（総クラス 1,226） 中学校 558クラス（総クラス 558）	指導課	
		○男女平等に関する意識調査 【内容】新さんかくプランの目標達成度を測るため、小中学生を対象に男女平等に関する意識調査を実施。 【対象／実施日】市立全小学校の5年1クラス、全中学校の2年1クラス（抽出）の児童生徒／7月	指導課	
		○男女平等教育に関する調査 【内容】学校園の実態把握と教職員の男女平等意識の高揚のため、男女平等教育に関するアンケート調査を実施。 【対象／実施日】市立幼稚園・小中学校／9月	指導課	
		○視聴覚教材の購入、貸出 【内容】幼稚園・小学校・中学校等にビデオの貸し出しを行い、男女平等・相互理解・協力等について理解を深め、これらの教育の充実を図る。 【実績】男女共同参画をテーマに含む作品の年間利用件数65件、新規購入2本	指導課	
		○標語の作成 【内容】ジェンダーをテーマとする標語や絵画を小学生に作成してもらい、展示した。 【実績】3館、343人	公民館	
		○男女平等教育担当者研修会 【内容】講演「性同一性障害：学校における現況」 【実施日／場所】8月18日／岡山ふれあいセンター 【対象／参加人数】市立幼稚園・小中学校男女平等教育推進担当者・生徒指導担当者・人権教育担当者・岡山市適応指導教室／226人	指導課	
		○10年経験者研修 【内容／講師】「男女共同参画社会の実現に向けて」／岡山市男女共同参画社会推進センター 真邊和美 企画調整監 【実施日／場所／対象／受講者数】8月18日／岡山ふれあいセンター／10年経験者研修受講者／16人 ○新任教務主任研修 【内容／講師】「男女共同参画社会の実現に向けて」／岡山市男女共同参画社会推進センター 真邊和美 企画調整監 【実施日／場所／対象／受講者数】11月12日／岡山ふれあいセンター／小・中学校の新任教務主任／44人	教育研究研修センター	
		○校園内人権教育研修会 【内容】各学校園の教職員人権研修において、男女共同参画をテーマにした研修を実施。 【実績】6校園（7回）幼稚園1園 小学校3校 中学校2校 ○中学校区教職員人権教育研修会 【内容】中学校区の保育園、幼稚園、小学校、中学校の教職員の交流研修において男女共同参画をテーマにした研修を実施。 【実績】4中学校区 4回 約300人	指導課	
		○基本研修への男女共同参画研修の導入 【内容】男女共同参画をメインテーマとする研修を階層別研修で実施。 【受講者】新規採用職員（4月・69人、10月（保育士）・15人）、主任（83人）、係長級（158人）	人事課	
		○公民館新任職員研修の実施 【内容】新任の館長を対象に、新さんかくプランや、DV基本計画などについて学ぶ研修を実施。 【実施日／受講者数】5月27日／10人	公民館	
		男女共同参画を推進する人材の養成と活用	○さんかくカレッジ（基礎コース） 【内容】男女共同参画社会の実現のために地域・家庭・職場・社会で活躍できる人材を育成。 【実績】岡南公民館、10講座、受講生 延べ173人 ○さんかくカレッジ（専門コース ①専門基礎講座 ②専門応用講座 ③ワンコイン講座） 【内容】男女共同参画に関する知識を有する人材のさらなるレベルアップを図り、男女共同参画推進の具体的な活動ができる人材を育成。 【実績】①専門基礎講座 9講座、受講生13人、修了生11人 ②専門応用講座 4講座、受講生2人、修了生2人 ③ワンコイン講座（コース生以外でも専門基礎講座の希望の講座を受講可能） 3講座、受講生11人（延べ12人）	男女共同参画課
			○講師人材活用のためのミニ講座の実施 【内容】さんかくカレッジ専門コース専門応用講座修了者を、公民館や学校等が実施するミニ講座の講師として紹介することにより、地域でのさらなる男女共同参画の推進をはかる。 【実績】6人（延べ9回、さんかくカレッジ基礎コース3回、さんかくウィーク公民館行事3回、ウィズフェスティバル2010登録団体プログラム3回）	男女共同参画課

## 重点目標1

施策の方向性	具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課
	家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供	○公民館重点テーマによる主催講座の開催 【内容】公民館全体で、男女共同参画をテーマとする主催講座を実施。 【実績】37館、69講座、延べ3,650人	公民館
		○PTA人権教育研修会 【内容】各校園でPTAが主催する人権教育研修会において、男女共同参画をテーマにした研修会を実施。 【実績】25校園 1,699人	指導課
		○公民館高齢者講座 【内容】公民館主催の高齢者講座において、男女共同参画をテーマにした講座を実施。 【実績】3館 106人	
		○グループ活動 【内容】家庭や地域の教育力の活性化を図るため、保育園・幼稚園・小学校・中学校の保護者を中心に地域の人たちで子育てに関する学習・交流・実践活動を継続的に行った。 【対象/期間/場所】保育園・幼稚園・小学校・中学校の保護者を中心に52グループ（会員2,837人）/5月～2月（年4回以上）/幼稚園、小学校、公民館、コミュニティハウス等	こども福祉課
		○家庭教育セミナー 【内容】子育てや家庭教育にかかわる活動を地域や職場で計画しているグループの自主的な学習会・講演会を支援。 【対象/実績/参加者】市内在住・在勤者15人以上で構成する団体の家庭教育・子育てに関する学習活動/6件/参加者数190人	
	男女共同参画に関する学習会への講師の派遣 【内容】学校等において、児童・生徒・学生等を対象に実施される男女共同参画についての講演会等に講師を派遣。 【実績】2校	男女共同参画課	
	男女平等に関する法令や条約の趣旨の周知	○「さんかく条例」等の周知 【内容】階層別研修等で「さんかく条例」のリーフレットを配布し、条例等の周知に努めた。	男女共同参画課
② 女性の人権を尊重した表現の推進のための基盤づくり	情報教育の推進	○メディア・リテラシー教育の実施 【内容】小中学校においてメディア・リテラシーを中心に据えた授業を実施。 【実績】小学校 342クラス（総クラス 1,226） 中学校 214クラス（総クラス 558）	指導課
		○情報リテラシーをテーマとする主催講座の開催 【内容】情報リテラシーをテーマとする講座を実施。 【実績】1館、延べ35人	公民館
		○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】講演会とワークショップ「子どもの声がかきこえていますか？～ネットいじめの現状と理解～」/7月17日/さんかく岡山/一般市民/21人	男女共同参画課
		○教育の情報化研修会 【内容/講師】「教育の情報化・情報モラル・情報セキュリティ」/総合教育センター指導主事・教育委員会指導課指導主事 【実施日/場所/対象/受講者数】5月18日/岡山ふれあいセンター/小中学校の情報教育担当者又は管理職/131人	教育研究研修センター
		○情報教育パワーアップ研修会 【内容/講師】「情報モラル・著作権」/総合教育センター指導主事 【実施日/場所/対象/受講者数】8月11日・8月17日・8月23日/岡山市立西小学校/幼・小・中・高等学校の教職員の希望者/50人	
		○初任者研修 【内容/講師】「教育の情報化・情報モラル」/総合教育センター指導主事 【実施日/場所/対象/受講者数】8月3日/岡山ふれあいセンター/小中学校の新規採用教員/46人	
		○市職員人権研修などの実施 【内容】研修の中で人権尊重の視点に立った表現について取り上げた。	人権推進課
	地域の環境浄化のための活動の推進	○機関誌「いくせい」の発行 【内容】各地区の青少年健全育成の取組や岡山市青少年育成センターの取組を紹介。 【実績】1,200部×6号	生涯学習課
		○岡山市青少年育成協議会への補助 【内容】市内36中学校区の育成協議会専門部環境浄化部に、有害図書自動販売機設置の実態把握及び排除のための行動を依頼。	生涯学習課

## 重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課
① 女性に対する人権侵害をなくすための環境づくり	市民への意識啓発	<p>○企業などを対象とした人権研修の実施 【内容】研修の中でパワハラ・セクハラ等について取り上げた。 【実績】90回 約6,000人</p> <p>○事業者へのDVやセクハラ等に関する出前講座 【実績】1事業者</p> <p>○デートDV等をテーマとする主催講座の開催 【内容】DV、デートDV及びセクハラ等をテーマとする講座を開催。 【実績】1館、76人</p> <p>○「さんかく岡山」主催事業 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】講演会「なぜ男は暴力を選ぶのか」－加害者の実像と対策／11月27日／さんかく岡山／一般市民／66人 ○「さんかく岡山」出前講座 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】①「DV被害について」／7月12日／鹿田コミュニティハウス／一般市民／41人 ②岡山大学オープンキャンパス「岡山市の男女共同参画施策の紹介～デートDVを中心に～」／8月6日、7日／岡山大学学生会館／一般市民／49人 ○「相談支援センター」事業 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】①研修「そのくひとこと&gt;が私を傷つける」／6月25日／さんかく岡山／DV被害者サポーター／15人 ②支援グループワーク「和」全7回／4月17日、6月19日、8月21日、9月18日、11月20日、1月15日、3月19日／さんかく岡山／DV被害者サポーター／40人 ③グループワーク全2回／7月18日、2月27日／DV被害者サポーター／46人 ○住民生活に光をそそぐ交付金事業 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】①ワークショップ「あったかい関係づくりの為に～親子関係プログラム～」／7人 ②講演会「地域でのDV被害当事者実利支援～居場所つくりと社会参画～」／3月14日／市役所7階大会議室／一般市民／64人</p>	人権推進課 男女共同参画課・人権推進課 公民館 男女共同参画課
	相談体制の充実	<p>○男女共同参画相談支援センター（一般相談） 【内容】専門の相談員5人が、DVやセクハラなどの性別に起因する人権侵害に関して、面接・電話相談に応じる。 【相談件数】3,314件（うちDV相談1,288件） ○男女共同参画相談支援センター（特別相談） 【内容】一般相談を受けた相談者の中で法律相談や心理カウンセリングが必要と認められる者を対象に、それぞれ毎月1回、弁護士や精神科医師等が相談に応じる。 法律相談50件、心理カウンセリング43件</p>	男女共同参画課
		<p>○各福祉事務所への女性相談員の配置 【内容】女性相談員13人（男性3人、女性10人）を各福祉事務所へ配置し、女性に対する人権侵害に関する相談・支援業務を行った。 【実績】相談件数 3,937件</p>	こども福祉課
		<p>○「DV防止カード」及びパンフレット「話してみませんか」の配布 【内容】男女共同参画相談支援センターの「相談ほっとライン」や配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を紹介したカードやパンフレットを市内の関係機関や医療機関に配布。また、本庁舎や各支所等の窓口に設置。</p>	男女共同参画課
		<p>○地域こども相談センターのパンフレットの配布 【内容】児童虐待の通告先として各福祉事務所の地域こども相談センターの周知を図る中で、合わせて女性相談窓口の周知も図った。</p>	こども福祉課
		<p>○市男女共同参画相談支援センター相談員に対する研修 【実績】全国シェルターシンポジウム（久留米市）、DV相談担当職員専門研修会、児童虐待防止講演会、スーパーバイズほか</p>	男女共同参画課
		<p>○女性相談、DV関係各種会議・研修会への参加 【内容】岡山県女性相談所の行う女性相談員連絡会、DV被害者支援機関連絡会や全国婦人相談員研究協議会等の研修に参加し資質、能力の向上を図った。 【実績】全国婦人相談員・心理判定員研究協議会（徳島県徳島市）</p>	こども福祉課
	関係機関等との連携の促進	<p>○庁外ネットワーク会議 【会議名／構成／回数】①女性相談員等連絡会議／県下全域の女性相談員等／3回 ②女性の人権相談機関連絡会／弁護士会、県下の男女共同参画センター、県警本部、女性相談所／3回 ③岡山地区相談業務相互支援ネットワーク会議／警察を主体とする岡山地区の各種相談機関／なし ④県内男女共同参画推進センター連絡会議／県下の男女共同参画センター／1回 ⑤DV被害者保護支援関係機関連絡会議／福祉事務所、県警本部、女性相談所等／2回</p>	男女共同参画課

## 重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課
② 配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進	DV被害者（子どもを含む）の保護及び自立に向けた支援の実施	○DV被害者緊急一時保護 【内容】「さんかく条例」に基づき、DV被害者に対して市独自の緊急一時保護を24時間体制で実施。 【実施件数】3件	男女共同参画課
		○DV防止法に基づく一時保護の受託 【目的】配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族を一時保護。 【対象】岡山県女性相談所からの委託された要保護者 【実施件数】DV被害者2人 同伴児童2人	こども福祉課
		○DV被害者の市営住宅の優遇抽選 【内容】DV被害者については、市営住宅への入居者選考において抽選番号を2つ付与する優遇抽選を実施する。 【実績】5件	住宅課
		○市営住宅の目的外使用許可 【内容】DV防止法による保護命令の決定を受けたDV被害者等については、市営住宅への目的外使用による一時入居を許可する。 【実績】1件	住宅課
	民間団体等と連携した支援	○DV被害者支援民間シェルター運営事業補助 【内容】シェルターを運営する民間団体に対して、その運営を支援し、DV被害者の保護・自立支援の充実を図る。 【実績】補助事業者 1団体	男女共同参画課
		○DV被害者民間シェルター充実事業補助金（住民生活に光をそそぐ交付金事業） 【内容】転居にかかる一次経費、備品購入費等による支援を実施。	男女共同参画課
		○相談支援センター主催事業 研修会「その〈ひとこと〉が私を傷つける」（再掲）	男女共同参画課
	加害防止のための調査研究	○DV加害防止に向けた調査・研究 【内容】日本男性学会議「加害者プログラムは有効か？」に参加し、現状の問題点などを研究する。 【期日／場所】10月10日～11日／京都市	男女共同参画課
	DV家庭の子どもへの支援	—	男女共同参画課・こども福祉課
③ セクハラ防止対策の推進	職場におけるセクハラ防止対策の推進	○事業者へのセクハラ研修出前講座（再掲）	男女共同参画課・人権推進課
		○企業などを対象とした人権研修の実施 【内容】研修の中でパワハラ・セクハラ等について取り上げた。 【実績】90回 約6,000人	人権推進課
		○セクハラ（パワハラ）相談の実施・セクハラ防止の啓発 【実績】①セクハラ（パワハラ）相談件数…16件（セクハラ5件、パワハラ7件、その他4件） ②臨床心理士を配置し、月1回特別相談の場を設ける。 ③セクシュアル・ハラスメント等防止・対策委員会を年3回開催。 ④市役所内のハラスメントの実態を把握し、今後の防止対策や職場環境づくりに努めることを目的に、アンケート調査を実施。 ⑤職員共通システムにより、セクハラ相談窓口を周知する。 ⑥職場における職員人権研修に、セクハラ防止内容を取り入れてもらう。 ⑦職場研修（係長以上対象）を行う。	給与課
	教育の場におけるセクハラ防止対策の推進	○校園長会等でのセクシュアルハラスメントを含む服務の徹底について指導し、教職員の意識を高め、教育の場におけるセクハラ防止に努める。 【実績】校園長会（年3回）、校長会等（幼稚園・小学校・中学校／各年1回）、副校長・教頭会（小学校・中学校／各年1回） 【対象】管理職員	学事課
		○初任者研修の実施 【内容】男女共同参画社会の実現にむけてセクハラ防止をしていくことが課題の一つであるという内容を含んだ研修会を初任者に対して実施。 【実績】小学校教諭31人 中学校教諭11人	教育研究研修センター
	○公民館長研修の実施 【内容】館長を対象に、事例を踏まえて、簡単なワークを含むセクハラ研修を実施。 【実施日／受講者数】7月5日／42人	公民館	

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課
① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の是正のための啓発	○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】 ①カラーセラピーワークショップ「全部ぬっちゃえ!!アートの広場」／6月6日／さんかく岡山／一般市民／63人 ②講演会「あなたの目線で市財政をチェックしよう!」／6月19日／さんかく岡山／一般市民／26人 ③講演会とパネル展示「レイプは”魂の殺人”です!」／6月23日／さんかく岡山／一般市民／102人 ④ミュージカル「紅中トキドキ交響曲～同じ空の下 あなたがいたことを忘れない～」／6月20日／建部町文化センター／一般市民／128人 ⑤講演会「変わるお葬式、消えるお墓～葬送儀礼とジェンダー～」／6月26日／さんかく岡山／一般市民／79人 ⑥講演会とワークショップ「女性と防災～地域防災を考えてみよう～」／7月1日／御津ふれあいプラザ／一般市民／16人 ⑦講演会「「古い支度」なぜ必要?～高齢者とジェンダー～」／7月4日／さんかく岡山／100人 ⑧講演会とワークショップ「自分が決めるいのちのかたち～終末期をどのように生きるか、事前指定書のすすめ～」／2月6日／さんかく岡山／一般市民／62人 ⑨講演会「新しい絆づくり～誰と暮らす、どう暮らす～」／2月12日／さんかく岡山／一般市民／76人 ○「さんかく岡山」主催事業 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】①ワークショップ「夏休みわいわい子ども塾働く女性(母親)の支援」／7月28日、29日、30日(前期)、8月25日、26日、27日(後期)／さんかく岡山／一般市民／67人 ②講演会「地域を活性化するために、今必要な男女共同参画のプログラムとは～進化しつづける拠点づくり～」／11月11日／さんかく岡山／一般市民／25人 ③講演会「経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスとポジティブ・アクション」／11月24日／西川アイプラザ／一般市民／59人 ④講演会「女性を昇進競争に参加させるには」／3月26日／岡山市デジタルミュージアム／一般市民／35人 ○「さんかくウイーク」実行委員企画事業 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】講演会「日本ってどんなところ?～文学からジェンダーまで～」／6月20日／西川アイプラザ／一般市民／251人 ○「さんかく岡山」シアター&café 【内容】学習ビデオ・映画の上映と意見交換。 【場所／回数／対象／参加者数】さんかく岡山／12回／一般市民／延べ71人	男女共同参画課
	○公民館主催講座の開催 【内容】固定的な性別役割分担の見直しをテーマとする講座を開催。 【実績】4館、延べ227人	公民館	
	○事業者への男女共同参画出前講座の実施 【実績】2事業者	男女共同参画課・人権推進課	
	○男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」の配布 【内容】市民に男女共同参画を身近に感じ、理解を深めてもらうため、公募した市民の編集委員が中心となって取材や編集を行い、作成した情報誌「DUO」を関係機関に配布。また町内会に配布し、回覧する。 【実績】28,000部作成／町内会への回覧用 20,189部	男女共同参画課	
	食の問題に対する男性の関与の促進	○公民館主催講座の開催 【内容】男性を対象に、食育に関する講座を開催した。 【実績】21館、延べ1,571人	公民館
		○食に関する指導状況調査 【内容】教科・特別活動における食に関する指導に係わるとともにその実績を調査する。 【対象／時期】小中学校／H23年3月 【実績】(1)栄養教諭・学校栄養職員による教科別実施状況 115校／129校、592回 ①学級活動 ②家庭・技術家庭 ③総合的な学習 ④体育・保健体育 ⑤生活 (2)教諭による文部科学省食生活教材の活用による食に関する指導の実施(小1・3・5年、中2対象)70校／129校、313回 ○スクールランチセミナー 【内容】食生活に関心を持たせ、望ましい食習慣の育成を目指して、学校栄養職員・栄養教諭が中心になり、「元気をつくる合言葉『早寝 早起き 朝ごはん』」をテーマに、長期休業中に中学校区の公共施設や各学校施設を使用して、保護者を交え調理実習と食指導を実施する。 【対象】小中学生とその保護者 【実績】36全中学校区41会場(1小単独実施・3中複数実施)延べ参加者数 1,212人 ○家庭・地域との連絡を図る活動 【内容】学校給食への理解や関心を高め、給食活動や食事のマナーなどの実態を把握し、家庭における食生活やしつけのあり方について具体的な課題を見出すことができるように、各学校で学校や家庭、地域の実情に応じて創意工夫して親子給食や給食試食会、招待給食などを実施する。 【対象】保護者、就学前の子ども、地域の方、生産者等 【実績】129校／129校、321回、延べ参加者数 7,661人	保健体育課



### 重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課
		○男性のための料理講習会 【内容】 望ましい食習慣や知識の普及、生活習慣の改善、健康増進・健康な地域づくり 【対象】 健康づくりに関心のある地域の男性 【場所／実績】 各地区公民館等／78回、1,874人	健康づくり課
	苦情や相談を通じた市政の見直し	—	男女共同参画課
② 労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保	男女共同参画の視点を入れた入札制度の検討	○男女共同参画の視点をいれた他自治体の入札制度の情報収集	監理課・男女共同参画課・子ども企画課
	男女雇用機会均等法、パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令の周知	○公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催 【目的】 人権が尊重された公正な採用選考による就職の機会均等の確保及び明るく働きやすい職場環境づくり。 【対象】 公正採用選考人権啓発推進員及び事業者 【内容】 「いま、企業に求められる人権の視点とは」をテーマに、特に企業にとって人権を尊重した表現・ことばとはなにかを意識することの重要性について学ぶ機会を提供した。 【日時】 7月30日 【参加者】 633人	人権推進課
		○事業者への出前講座の実施（再掲）	男女共同参画課・人権推進課
	農林漁業従事者、農林漁業関係機関・団体への意識啓発	○「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 【内容】 J A岡山との共催で開催し、農林漁業従事者、地域や関係機関・団体への意識啓発を図る。 【主な事業】 「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 【対象／開催日／場所】 J A岡山関係者／1月12日／J A岡山西大寺支所3階大ホール 【実績】 参加者355人	農林水産課
③ 女性の参画の少ない分野における対策の推進	まちづくり・防災分野などにおける女性の参画の拡大	○岡山市防災まちづくり学校 【内容】 地域における防災リーダーの養成 【コース】 6回の講座、総合防災訓練参加、神戸視察の計8回。（6月から翌年の1月にかけて月1回実施。） 【実績】 46人受講（内女性4人）  ○総合防災訓練 【内容】 防災週間期間中に、岡山市、関係機関、市民参加による総合防災訓練を実施し、防災体制の強化と防災意識の高揚を図る。 【実績】 1,400人参加 【場所】 岡山市南区内尾739-1（岡山県内尾グラウンド） 【参加】 女性消防団員等  ○水防訓練 【内容】 水防活動を円滑に行うため、防災関係部局、消防団等が密接な連携のもと訓練を行い、防災意識の高揚を図る。 【実績】 350人参加 【場所】 岡山市東区西大寺新地内（一級河川吉井川河川敷） 【参加】 女性消防団員等	防災管理課
		○地域防犯体制への女性の参画 【実績】 安全・安心ネットワーク連絡協議会等の機会において、呼びかけを行った。（2回） 岡山市連合町内会男女共同参画専門部会を開催した。（3回）	安全・安心ネットワーク推進室
		○女性消防団員増加の推進 【実績】 ①総員91人となる（31分団/100分団）。団員総数4,692人（H22.4.1基準） ②市民対象の救命講習等の指導、また各種行事で消防活動の重要性を広報する。（H22年度女性消防団員出動回数567回） ③第16回全国女性消防団員活性化奈良大会へ参加する。	消防企画総務課
		○公民館主催講座の開催 【内容】 女性を対象に、性別役割分担意識の見直しをテーマとする講座を開催。 【実績】 1館、15人	公民館

### 重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課
	若年層における理数分野への興味の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理科支援員配置事業 【内容】外部人材を理科支援員とし活用することにより、授業における観察・実験活動の充実及び教員の資質向上を図り、小学校における理科授業の充実を目指す。 【実績】小学校16校（17人） 全59クラス</li> <li>○公民館主催講座の開催 【内容】小学生を対象に、理数分野への興味や関心を高めることにつながる講座を開催。 【実績】4館、延べ2,006人</li> <li>○自然体験リーダー養成と活動支援 【実績】①自然体験リーダー養成講座の開催 全5回開催 修了生10人（男性3人・女性7人） ②自然体験リーダーズクラブ（男性37人、女性25人）の活動支援 ③自然体験リーダーの公民館等への派遣 10回（男性22人、女性18人）</li> </ul>	指導課 公民館 生涯学習課
④ 男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進	男女共同参画の視点からの市の広報ガイドラインの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙の作成にあたっては、人権尊重の視点にたった「表現」のための手引に基づき男女共同参画の視点に立った広報紙の作成に努めた。</li> <li>○市職員研修（新規採用職員研修）においてパンフレット等を作成する際には、広報ガイドラインを活用し、男女共同参画の視点に立った「表現」に努めるよう促した。</li> <li>○市職員人権研修において、広報ガイドラインの内容をふまえた研修素材や話題などを活用し、男女共同参画についての意識啓発を行った。</li> </ul>	広報課 男女共同参画課 人権推進課
	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市広報紙「市民のひろば おかやま」への掲載 【内容】毎月発行、全世帯配布。 【特集等】 ①4月号「岡山市DV対策基本計画を策定」（1/2頁） ②5月号「男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰の推薦」（1/8頁） ③6月号「さんかくウイーク2010」（1頁） ④8月号「日本女性会議2010きょうと参加者募集」（1/8頁） ⑤10月号「男女共同参画に関する市民意識・実態調査への協力依頼」（1/8頁） ⑥11月号「さんかくウイーク2011実行委員募集」（1/8頁） ⑦2月号「さんかくウイーク2011広報用イラスト募集」（1/4頁）</li> <li>○男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」の発行（再掲）</li> </ul>	広報課・男女共同参画課 男女共同参画課
	市民意識・実態調査の定期的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市政テレビ「情報かわらばん」「いきいきおかやま」（CATV on i ビジョン）の放送 【内容】市政の動向・行事・課題などを、文字放送形式（文字とナレーション／週替わりの5分番組を毎日3回放送）とアナウンサーとの対話形式（半月替わりの10分番組を毎日3回放送）で放送。 【題目／放送日】〈対話形式〉さんかくウイーク2010／6月1日～15日 〈文字放送形式〉さんかくウイーク2010／6月14日～20日</li> <li>○市政ラジオ「オカヤマシテイインフォメーションスクエア」（レディオmomo）の放送 【内容】パーソナリティと出演者との対話形式で放送（月～金曜・15分番組） 【テーマ・放送日】①さんかくウイーク2010／6月7日 ②さんかくウイーク2011実行委員募集／11月15日 ③さんかくウイークイラスト募集／2月7日</li> </ul>	広報課・男女共同参画課
	男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集、整備、提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○さんかくウイーク実行委員会事業 【内容】さんかくウイークのCMを岡山駅西ロリットビジョンで上映</li> <li>○市民意識・実態調査の実施 【内容／時期／対象／回収率】「新さんかくプラン」改定の基礎資料とするために実施。／一般市民3,000人／9月～10月／50.8% ○「新さんかくプラン」の数値目標及び成果指標に係る現状値調査の実施 【内容】「新さんかくプラン」行政評価を実施するために各種サンプリング調査を実施。（平成22年度の現状値を把握） 【時期／対象】7～9月／①一般市民700人 ②外国人400人 ③633事業者 【回収率】①46.1% ②22.8% ③57.2%</li> </ul>	男女共同参画課
	男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集、整備、提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新さんかくプラン」行政評価（冊子）の発行</li> </ul>	男女共同参画課

## 重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課
① 多様なライフスタイル（仕事と育児の両立を含む）に対応した子育て支援策の充実	保育サービスの充実	○保育所の施設整備 【内容】施設整備を行い、定員増を図る。 【実施園数】改築3園（若草保育園）（岡山協立保育園）（順正保育園（21年度から繰越））、創設1園（第三吉備保育園）	保育課
		○保育所の待機児童の解消 【内容】保育所の定員増・定員の弾力化による受入児童数の拡大。 【定員】12,917人(23年3月)（対前年比）60増	保育課
		○特別保育事業の拡大 【内容】①延長保育実施園の拡大 ②一時預かり実施園の拡大 ③休日保育実施園の拡大 【実施園数(23年3月)／(対前年比)】①84園／増減なし ②51園／4園減 ③8園／増減なし	保育課
	放課後児童対策の充実	○放課後児童健全育成事業 【内容】仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童に、適切な遊びと生活の場を与えた。 【クラブ数】89クラブ（平成22年度末）（対前年比）1クラブ増	こども福祉課
	父親の家事や育児への参加の支援・促進	○公民館主催講座の開催 【内容】男性の家事参加を促すことにつながる講座を開催。 【実績】14館、延べ826人	公民館
		○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】①ワークショップ「シングルでハッピー子育て」／7月10日／さんかく岡山／一般市民／15人 ②ワークショップ「今日は1日子どもといっしょ！木の実を集めて何つくろう～仕事と生活の調和をめざして～」／11月7日／操山公園里山センター／一般市民／39人	男女共同参画課
		○子育て休暇の実施 【目的】市職員の特別休暇制度（子育て休暇）により、男性の育児休暇の促進を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数36人（平成22年度に取得した男性職員（市長事務部局））	人事課
		○育児・介護のための早出遅出勤制度 【目的】育児・介護にかかる負担を軽減させるため、1日の勤務時間の長さを変えることなく、始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げでの勤務を可能とする。 【対象】市職員 【実績】取得人数7人（平成22年度に取得した職員（市長事務部局））	
		○育児短時間勤務制度 【目的】育児と仕事の両立を容易にするため、職員が完全に職務を離れることなく長期に育児のための短時間勤務を可能とするもの。 【対象】市職員 【実績】取得人数8人（平成22年度に取得した職員（市長事務部局））	
		地域の子育て支援体制の充実	○地域子育て支援センター 【内容】育児不安などについての相談・指導（面接・電話）、育児通信の発行、園庭の開放、育児講座、その他各保育園の特色を生かした事業を行い、子育てを支援した。 【設置数】公立3センター、私立18センター
		○児童館 【内容】児童福祉法に基づく児童厚生施設として児童に健全な遊びを与え、健康の増進と豊かな情操の育成を図る。 【設置数】直営12館、指定管理者へ委託10館（社会福祉協議会5館、ふれあい公社5館） 【実績】利用者数363,634人	こども福祉課
		○子育て広場（10カ所）の開設 【内容】子育てに関する学習・交流・ふれあいの場として設置し、子育ての悩みの解消や子育て仲間づくりを図った。 【期間／場所】4月～3月／幼稚園9園、公民館1館 【対象／参加者数】乳幼児を持つ親／大人7,446人、子ども9,551人	こども福祉課

## 重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課	
		○のびのび親子広場 【内容】幼稚園の施設や機能を活用し、子育て支援を実施する。①未就園児の保育活動 ②園庭・園舎の開放 ③子育て相談 ④その他 実施園の行事、子育てサークルとの連携、子育て情報の提供など 【実績】公立幼稚園全園（69園）で計画的に実施。各園の年間計画をまとめたパンフレットを作成し「おぎゃつと岡山」「わくわく子どもまつり」等の会場で配布	こども企画課	
		○ファミリーサポート事業 【内容】育児の相互援助活動による、働く人の仕事と家庭の両立、安心して働くことができる環境づくりを図った。 【会員数】依頼会員：1,941人、提供会員：562人、両方会員：362人、合計：2,862人 【活動件数】7,994件	こども福祉課	
		○子育てサロンの開設 【内容】公民館保育ボランティアが中心となって、子育てに関する学習・交流の場を開設。 【実績】9館、延べ2,579人	公民館	
	子育てに関する相談支援体制の充実	○ババママスクール 【内容】夫婦を対象に妊娠、出産、育児について学び、妊産婦・乳幼児の健康の保持増進及び母性・父性の確立を図る。 【対象/場所/実績】妊娠中期以降のプレママ・パパおおむね20組/各保健センター/11回、439人	健康づくり課	
		○地域こども相談センターの運営 【内容】正規職員7名及び家庭・児童相談員13人（女性相談員兼務）を各福祉事務所へ配置し、家庭や子育てに関する相談・支援業務を行った。 【児童相談】999件 内、養護相談 927件	こども福祉課	
	育児休業等の制度の定着促進	○事業者への出前講座の実施（再掲）	男女共同参画課・人権推進課	
		○育児休業制度の実施 【目的】育児休業制度により、男性の育児休暇の促進を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数5人（平成22年度に取得した男性職員）	人事課	
	② 仕事と介護を両立するための支援	介護保険事業の推進	○介護保険制度の利用により介護負担の軽減に繋がったと考えられる。 【利用実績】居宅系サービス 225,060人、地域密着型サービス 28,387人、施設系サービス 50,952人（人数は、月ごとの延べ人数の年間計）	介護保険課
			○地域包括支援センターを中心に高齢者の生活支援に努めた。 【内容】地域で暮らす高齢者を介護・保健・医療・福祉などの様々な面から総合的に支援するもの。 【事業実績】①パンフレットの作成：20,000部 ②介護予防教室の実施：868回/延べ参加人数17,052人 ③虐待の対応：91件 ④高齢者の相談：28,532人 ⑤特定高齢者の把握事業の実施：596件	高齢者福祉課
		介護休業等の制度の定着促進	○事業者への出前講座の実施（再掲）	男女共同参画課
地域の介護支援体制の充実		○ひまわり在宅支援サービス事業 【内容】日常生活に不便を感じている高齢者や障害者、母子・父子家庭等の方に対して、会員制による市民相互の助け合いにより、有償で家事援助などの在宅での生活を支援するサービスを提供する。 【会員数】延利用者数224人(488回、848時間) 延活動者数169人	福祉援護課	
③ 家庭生活と地域活動を両立するための支援	男女の地域活動への参画の促進	○公民館主催講座の開催 【内容】地域ボランティアを育成するための講座を開催。 【実績】7館、延べ552人	公民館	
		○学校支援ボランティア 【内容】地域の人材や保護者が趣味や特技を生かし、学校教育を支援するために予め登録し、ボランティアとして活動する。 【実績】一般登録者5,922人（男性2,074人・女性3,848人）（H23.3末）	生涯学習課	
		○子ども会等の団体への支援 【実績】①地域少年団体活動を支援するため補助金を交付/子ども会ほか13団体 ②子ども会育成役員・指導者の研修会の開催/13回 563人 ③子どものリーダー養成のための研修会の開催（各1回）/インリーダー研修会110人（男性60人・女性50人）/ジュニアリーダー研修会122人（男性64人・女性58人）	生涯学習課	

## 重点目標5

施策の方向性	具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課
① 性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する理解の促進	女性の健康問題への取組についての気運の醸成	○公民館主催講座の開催 【内容】生涯にわたる女性の健康についての講座を開催。 【実績】1館、10人	公民館
	学校における性教育の充実	○いのちを育む授業 【内容】思春期の子どもが乳児と接することで生命・性の尊さ、子育ての大切さを学ぶ。3回の授業（1回目：乳児の発達・接し方について事前学習 2回目：乳児・保護者とのふれあい体験 3回目：助産師による講話）を授業時間に位置づけて実施。 【対象/実績】中学3年生/実施校5校、26回、延べ3,165人（生徒）、親子ボランティア365組	保健体育課 健康づくり課
		○教職員を対象とした性と性感染症に関する研修会の実施 【内容】講演会「最近の性感染症の動向とHPVワクチンについて」「出前講座の現場から見えるもの」 【対象/参加人数】市内各種学校の養護教諭、保健体育科教諭、一般教員/86人 【実施日/場所】2月24日/岡山ふれあいセンター	保健体育課 保健課
		○岡山市学校保健会保健部会研修会等で指導 【内容】前年度の「性に関する指導状況調査」の結果を報告するとともに、指導上の注意事項を説明。 【対象】教職員	保健体育課
		○性に関する指導状況調査 【内容】体育、特別活動、総合学習、道徳、その他教科における性教育実施時間数および指導内容を調査。 【対象/時期】全小中学校/23年3月 【平均指導時間/年間】小学校14.4時間 中学校10.8時間 【個別相談平均実施回数】小学校2.9回 中学校24.9回	保健体育課
	性に関する学習機会の充実	○エイズ・性感染症・性教育出前講座 【内容】学校や地域等幅広い対象にエイズ・性感染症についての正しい知識の普及啓発を行い、性について見つめなおす機会を充実する。 【実績】76回 18,225人（内訳）小学校16回、中学校33回、高等学校15回、専門学校3回、大学3回、一般・その他6回、その他ミニ講座12回 746人 ○エイズ・性感染症・性教育に関する研修会 【内容】専門的な講師を招くことにより、エイズ・性感染症・性に関する正しい知識の普及を図り、自分の体や命を大切にし、”自分の体は自分で守る”意識と態度を身につける。 【実績】小学校16校、中学校28校、高校1校 ○教職員を対象とした性と性感染症に関する研修会の実施（再掲）	保健課 保健体育課 保健課 保健体育課
② 生涯を通じた健康づくりに対する支援	相談体制の充実	○思春期電話相談 【内容】思春期の特有の健康問題に関する相談に応じて適切な保健指導を行うことにより、健康の保持増進と性意識の健全育成を図る。 【対象/実績】思春期の子ども及びその保護者（毎火・木に専用電話で実施）/255件（男性235件、女性20件）	健康づくり課
	健康づくりのための知識の普及啓発	○公民館・地区組織と連携した継続的・体験型の健康教室やウオーキング大会等 【目的】生活習慣の改善・生活習慣病の予防・健康の増進（運動を含む） 【対象】健康づくりに関心のある人等 【場所/実績】各保健センター・各地区公民館等/①健康づくり教室 328回 10,587人 ②ウオーキング大会等 89回 10,405人	健康づくり課
		○公民館主催講座の開催 【内容】主に男性を対象とする健康についての講座を開催。 【実績】2館、延べ135人	公民館

## 重点目標5

施策の方向性	具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課
③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進	HIV/エイズや性感染症に関する教育の推進と予防のための啓発	○エイズ・性感染症・性教育出前講座の実施（再掲）	保健課
		○エイズ・性感染症・性教育に関する研修会（再掲）	保健体育課
		○教職員を対象とした性と性感染症に関する研修会の実施（再掲）	保健課 保健体育課
		○「世界エイズデーin岡山」の開催 【内容】一般市民にエイズや性感染症について正しい理解を促し、予防する知識の普及を図る。 【実施日/場所/内容】11月20日/岡山大学/大学祭のイベントでエイズに関するクイズ、エイズキルト作成、レッドリボンツリー作成、パネル展、その他市役所ロビーにてパネル展を開催（12月1日～12月2日） 【対象/参加人数】一般市民/250人	保健課
		○エイズ・性感染症ホットライン・相談事業の実施 【内容】性行為によって感染する病気について電話相談及び面接相談を行う。 【対象/実績】一般市民/電話・窓口での相談860件（男性504件、女性356件、内ホットライン692件）、検査時相談件数 延べ1,229件	保健課
	薬物乱用防止教育の充実	○薬物乱用防止教育の推進・啓発 【内容】岡山市学校保健会小・中学校保健部会で薬物乱用防止教育の実態調査の結果報告や各校での教育推進を保健体育課より依頼。 【対象】養護教諭・保健主事	保健体育課
		○薬物乱用防止教育用資料等の送付 【内容】薬物乱用防止に関連する教材。 【対象】小学校6年保護者 【配布時期】12月	
		○薬物乱用防止啓発事業 【内容】「薬と健康の週間」事業の一環で薬物乱用防止啓発事業を行いパネル展示、啓発資材の配布等を行った。 【実施日/場所】10月23日/岡山ふれあいセンター 【対象者/実績】一般市民/啓発資材 約300部	保健管理課
	「こころの健康づくり」の推進	○こころの健康相談 【内容】こころの健康に関する専門医による健康相談。（専門スタッフによる訪問相談含む） 【実績】各保健センター、1支所で1回/月（支所は奇数月のみ）実施。60回/年、延べ116人	健康づくり課
		○市民のための精神保健講座 【内容/時期】講演会「つながる 支える 地域から～あなたにもできる自殺予防～」1回/年 [9月18日（土）] 【実績：対象/場所/参加者数】市内の在勤在住者/さん太ホール/250人	健康づくり課

## 重点目標6

	施策の方向性	具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課
①	行政分野における女性の参画の促進	市の審議会等における女性委員の参画状況の定期的な把握と目標の早期達成	○審議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 【目的】各課で所管している審議会等の構成状況を把握する。 【対象】各所管課 【調査時期】5月実施 【主体】行政改革推進室、企画局、男女共同参画課 【調査結果】女性比率39.9%(H23.4.1)	行政改革推進室
			○審議会等における積極的改善措置 【内容】男女共同参画専門委員会において、男女いずれの委員も40%以上となることを満たすことができない審議会の委員選任について審査を行う。 【審査件数】8件	男女共同参画課
		附属機関以外の協議会等における女性の参画促進	○協議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 【目的】各課で所管している審議会等の構成状況を把握する。 【対象】各所管課 【調査時期】5月実施 【主体】行政改革推進室、企画局、男女共同参画課 【調査結果】女性比率22.9%	行政改革推進室
		女性の市職員の管理職への任用	○女性職員の登用 【目的】能力・実績主義の採用により、性別に関わらず職員一人ひとりの能力・実績に応じた登用を行う。 【対象】市職員 【実績】女性管理職の割合5.8%(H23.4.1) 女性職員の登用については、審議監・次長級及び課長級等の管理職への登用を図るとともに、将来の女性幹部候補生として係長・副主査級への積極的な登用を行った。	人事課
②	企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の促進	企業や各種団体における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）への働きかけ	○事業者表彰 【内容】雇用の分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者を「さんかくウイーク」記念イベントにおいて表彰する。 【実績】2事業者	男女共同参画課
		女性の再就職支援の充実	○リーフレット配付等による啓発  ○女性の再就職準備セミナーの開催 【内容】女性の経済的自立、再チャレンジ支援に焦点を当て、様々な立場にある女性が自己実現に向かって一歩踏み出すきっかけとなる託児付セミナーを実施。 【実施日/場所/参加者数】7月23日、12月13日 /さんかく岡山/延べ41人	こども福祉課 男女共同参画課
			○公民館主催講座の開催 【内容】女性のキャリアアップのための講座を開催。 【実績】1館、8人	公民館
		女性の創業支援の充実	○起業家塾の開催 【内容】意欲のある起業家を育成し、地域経済の活性化を図るために開講するもので、事業開始のための基礎的な事項から事業実施の事業計画書作成までを指導。 【期間/日数】9月5日～11月14日/6日間 【実績】受講者20人（女性5人）うち4人（女性1人）が開業	産業課
		方針決定過程への女性の参画の促進	○「新さんかくプラン」の数値目標及び成果指標に係る現状値調査(再掲) 【内容】市の審議会の女性委員の割合(数値目標H)、市の女性管理職の割合(数値目標I)、女性の単位町内会長の割合(成果指標N)、女性のPTA会長の割合(成果指標O)の平成22年度現状値を調査。	男女共同参画課

## 重点目標6

	施策の方向性	具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課
③	農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	農山漁村における女性の参画目標の策定と早期達成	○岡山市農業振興ビジョンの策定 【内容】岡山市農業振興ビジョンの重点施策の一つに「担い手の確保・育成」を掲げ、農業経営主とその配偶者や後継者がともに意欲と能力を十分に発揮できるように家族経営協定締結数を数値目標として設定。 【策定年月／計画期間】21年3月／10年間 【目標数値】22年度 90件 【実績】22年度 85件	農林水産課
		女性の能力開発と適性な評価	○岡山市農林水産女性部協議会 【内容】農林水産業に携わる女性の地位向上と社会参加の促進をめざし、地域の発展に寄与することを目的に設置された協議会及び施設の視察研修を実施。 【実施日／視察先】H22. 10. 5／岡山県新庄村・新見市 【実績】参加者80人	農林水産課
			○岡山市女性農業士連絡協議会 【内容】岡山市女性農業士が地域発展のリーダーとして、本市農業の発展及び農村生活の向上に寄与する目的で設置した連絡協議会の先進地視察研修を実施。 【実施日／視察先】H23. 2. 21～H23. 2. 22／京都府木津川市・京都市、滋賀県大津市・守山市 【実績】参加者11人	農林水産課
			○家族経営協定締結の啓発・支援 【締結件数】(H23. 3. 31累計)85件／(対前年比)3件増	農林水産課
		農業委員等への女性の登用の促進	○女性農業士の育成 【内容】総会等において農業委員会事務局より農業委員等の女性の登用に関する説明を行い機運の醸成を図った。 ○女性認定農業者の育成 【内容】認定農業者交流研修会(9月、2月)開催。家族経営協定に関する説明等を行い、女性認定農業者の育成増進を図った。 【実績】認定農業者数573人(うち女性23人:4.0%)  ○農業委員への女性登用の推進 H22. 10. 7 J A岡山の女性経営管理委員等への情報提供と意見交換を行った。 H22. 9. 6 「農業分野における社会参画促進フォーラム i n岡山」(中国四国農政局主催)へ参加した。(会長・事務局・女性農業士等) H22. 11. 5 女性農業士研修会で啓発と情報提供を行った。 H23. 1. 12 農業委員会連絡調整会議(各委員会の会長、職務代理者等で構成)において、女性の登用促進について協議した。	農林水産課    農業委員会
④	女性の人材養成と情報の提供		○さんかくカレッジ(基礎コース・専門コース)の開催(再掲)  ○生涯学習支援システム 【内容】施設案内や学習機会など、各種の生涯学習情報を登録し、市民の学習に必要な情報を提供する。 【実績】登録者331人 男性の登録者468人 合計799人(H23. 3末)	男女共同参画課  生涯学習課



## 重点目標7

施策の方向性		具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課
①	男女平等に関する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進	国際規範・基準の浸透及び国際的な取組等についての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】講演会&amp;ワークショップ「アフリカ諸国におけるジェンダー・イシューズの現状」/1月23日/岡山大学創立50周年記念館/一般市民/71人</li> <li>○「さんかく岡山」主催事業 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】①講演会「人身取引って何?～最初の一步は知ることから～」/2月13日/さんかく岡山/一般市民/61人 ②「人身取引に関する懇談会」/2月14日/さんかく岡山/一般市民/16人</li> </ul>	男女共同参画課
		持続可能な開発のための教育(E S D)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際交流ふれあい講演会の開催 【概要】岡山市在住の外国人の方や海外での貴重な体験を持つ日本人を講師に招いて、年間10回程度の講演会を行う。 【期間/場所】5月～2月(7回)/友好交流サロン 【対象/参加者数】一般市民/延べ324人</li> <li>○公民館主催講座の開催 【内容】国際社会での女性を取りあげ、環境について考える講座を開催。 【実績】3館、延べ120人</li> </ul>	国際課 公民館
		持続可能な開発のための教育(E S D)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「持続可能な開発のための教育(E S D)」の推進 【実績】 ①学校や公民館などにおける持続可能な社会づくりに対する教育・広報・啓発活動 ②E S Dに関わる学校や団体をゆるやかにネットワーク/106団体 ③持続可能な社会づくりのための教育を行っている学校や団体等に助成金を交付/16団体 ④メーリングリストによる情報交換及びニューズレター発行/年間4回 各2,500部 ⑤交流会・活動発表会、講演会を開催/5回 延べ200人 ⑥E S D研修会を実施/1回30人 ⑦大学生を対象としたE S D講座の実施15回/30人</li> </ul>	環境保全課
②	岡山市に暮らす外国人への支援	外国人のための相談、情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多言語行政相談 日本語を母語としない本市在住の外国人市民の数が増加傾向にあるなか、行政に関する問合せについて、国際課の言語担当者(英語、中国語、ハンガール)及び多言語相談員(英語、中国語)が通訳として対応する。 【実績】英語 70件、中国語 477件、ハンガール 2件</li> <li>○多言語電話応対 市役所への来庁が難しい方のために、電話にて、相談者と担当課に加えて、国際課の言語担当者が同時に3者で通話する。 【実績】英語1件</li> </ul>	国際課
		「さんかく岡山」市民協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>【内容/実施日/場所/対象/参加者数】「外国人女性のためのパソコン教室II」/11月30日、12月7日、14日、21日/岡輝公民館/外国人女性/延べ26人</li> <li>○市民協働事業(岡山で暮らす外国人女性問題研究グループ) 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】「みんなでたのしくPARTYしましょ☆」/12月12日/さんかく岡山/外国人及び一般市民/130人</li> </ul>	男女共同参画課
		友好交流サロンの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>【内容】様々な地域国際化事業を行うとともに、外国人への生活情報を提供するとともに、外国人市民と日本人市民の交流の場とする。 【実績】①日本語教室開催 129回/参加者数 延べ5,229人 ②生活情報紙「あくら」の作成(5ヶ国語)/発行4回/発行総部数12,580部 ③インターネットサービスの提供事業等</li> </ul>	国際課
		多言語行政情報パンフレット等の翻訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>【内容】国際課職員が行政情報を英語、中国語、ハンガールに多言語化する。 【実績】庁内35課、71件の行政情報を英語、中国語、ハンガールへ翻訳</li> <li>○多文化共生社会推進にかかる行政情報の翻訳 【内容】行政情報の英語・中国語への翻訳を翻訳会社へ依頼する。 【実績】英語・中国語 それぞれ5件ずつ</li> </ul>	国際課
		外国人の意見が反映される市政運営		国際課

## 重点目標8

施策の方向性	具体的施策	平成22年度に実施した主な施策	担当課
① 市民参加による 施策の一層の推 進	政策・方針決定過程への市民の参加	○男女共同参画専門委員会における公募委員の募集 【内容】男女共同参画社会の形成の促進に関して意見を聴く専門委員会の委員を市民から公募する。 【実績】10人中3人（H23.4.1現在）	男女共同参画課
		○「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」実行委員の募集 【内容】男女共同参画社会の形成の促進を図るため、「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」において各種行事の企画及び運営を行う実行委員を募集する。 【実績】18人（男性4人、女性14人）	男女共同参画課
		○市民意識・実態調査ワーキンググループ 【内容】「新さんかくプラン」の改訂に向け、岡山市の男女共同参画をとりまく現状を把握するために実施した市民意識・実態調査の調査項目を検討し、案を策定した。 【実績】7人（女性7人）	男女共同参画課
		○「新成人の集い」実行委員の募集 【内容】新成人該当者による実行委員会を組織し、新成人の手で「新成人の集い」の企画・運営を行う。（広報は「市民のひろば」や実行委員の呼びかけ等） 【実績】実行委員26人（男性4人・女性22人）／実行委員会33回開催／当日の市民ボランティア（127人）（男性56人、女性71人）	生涯学習課
	男女共同参画推進週間の実施	○男女共同参画推進週間「さんかくウイーク」（6月21日～27日） 【内容】「さんかく条例」の規定に基づき、市民及び事業者と協働して全市的に各種行事等を実施。 【実績】45行事、参加者数延べ2,455人（プレウイーク6月14日～6月20日、フォローウイーク6月28日～7月4日実施分を含む）	男女共同参画課
		○男女共同参画推進週間「さんかくウイーク」公民館事業 【実績】37館、延べ1,241人	公民館
多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進	○市広報紙・市政テレビ・市政ラジオ等による広報（再掲）	男女共同参画課	
② 男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の機能の充実	市民協働の活動拠点としての場と情報の提供	○市民協働事業 【内容】男女共同参画社会の形成を促進する事業について、その企画案をさんかく岡山登録団体（市民）から募集する市民企画事業と市が提案する市企画事業を市と市民が協働で実施。 【実績】市民企画事業 14事業、市企画事業 2事業	男女共同参画課
		○さんかく岡山 【内容】①会議室の利用提供 ②ミーティングルームの利用提供 ③パソコン端末の利用提供 ④図書・ビデオの貸出 ⑤印刷機等の利用提供 ⑥託児室の利用提供 【利用実績】①6,270人 ②4,346人 ③860人 ④236人 ⑤203人 ⑥664人	男女共同参画課

# 参 考 資 料

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	P42
岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「新さんかくプラン」のあらまし	P46

# 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

平成13年6月27日  
市条例第34号

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第8条)

#### 第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策(第9条—第20条)

#### 第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消(第21条—第27条)

#### 第4章 推進体制(第28条—第34条)

#### 第5章 補則(第35条)

### 附則

我が岡山市は、古くから、瀬戸内の温暖な気候と多様で豊かな自然に加え、多くの先人たちの活躍により、伸びやかで晴れ晴れとした風情と多彩な芸術文化を育み、先駆的な教育を実践してきた。

先人たちの軌跡をたどれば、性別にとらわれず自立した生き方を提唱する者、性別を超えて新たな活躍の場を求めて果敢に挑戦する者など、それぞれの時代を切り開いた男女の輝かしい足跡が今によみがえる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等は依然根強く、配偶者からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。

新たな千年紀を迎え、社会経済情勢の急激な変化に対応し、持続的発展が可能な岡山市を創造するには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることにより、個人の個性と能力が十分に発揮されることが必要である。

ここに、私たち岡山市民は、性別にかかわらず一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創造するため、先人たちの功績に恥じぬよう、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うべき社会をいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、ともに自分らしく輝くことができることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担によらず、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動とその他の活動とを両立できることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画社会の形成は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画社会の形成は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と協調、連携して行われなければならない。

7 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、市の重点施策として男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的な施策(積極的改善措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を含む。)を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国、県と連携を図り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者と協働して、男女共同参画社会の形成を図るものとする。

### (市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立に配慮し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 男女は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、ともに積極的に参画するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応により相手方に不利益を与える行為

(3) 家庭内等における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)への身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

## 第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第29条に規定する岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを図るものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成を阻害している要因の調査分析及びその解消のための方策の研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市長は、調査の結果及び研究の成果を公表するものとする。

(普及啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解を促進するために必要な普及及広報活動を行うものとする。

2 市は、第8条各号に掲げる行為の防止に関する啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(学校教育及び社会教育の推進)

第13条 市は、学校教育及び社会教育(職場における学習を含む。)において、男女共同参画社会の形成に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動の支援)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第15条 市は、男女がともに家庭生活及び地域生活と、職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護等において必要な支援を行うものとする。

(事業者の表彰)

第16条 市は、雇用の分野における男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行う事業者の表彰を行うものとする。

2 市長は、前項に掲げる表彰を行ったときは、事業者の取組を公表するものとする。

(男女共同参画推進週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため、男女共同参画推進週間を6月に設ける。

2 市は、男女共同参画推進週間において、市民及び事業者の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を実施するものとする。

(市民に表示される情報に関する措置)

第18条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長する表現並びに過度の性的な表現が行われないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会等における積極的改善措置)

第19条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう選任しなければならない。

2 前項の規定は、岡山市男女共同参画専門委員会が、やむを得ない事情があると認めるときは、適用しない。

3 前2項の規定は、委員の任期中途において委員の数に変動が生じる場合について準用する。

(苦情の処理)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、規則で定める手続により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切に処理するものとする。

3 市長は、前項の苦情の処理に当たっては、岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かなければならない。

### 第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消

(男女共同参画相談支援センター)

第21条 市は、男女共同参画相談支援センター(以下「市相談支援センター」という。)を岡山市男女共同参画社会推進センター(以下「さんかく岡山」という。)内に設置する。

2 市相談支援センターは、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行うものとする。

3 市相談支援センターは、次に掲げる機関と連携を図りながら協力するものとする。

(1) 岡山市福祉事務所設置条例(昭和56年市条例第27号)に基づく福祉事務所

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき岡山県が設置する配偶者暴力相談支援センター(以下「県相談支援センター」という。)

(3) 警察、弁護士会、医療機関その他の関係機関

(女性相談員による相談等)

第22条 市長が委嘱した女性相談員(売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第2項の規定に基づき市長が委嘱する婦人相談員をいう。以下同じ。)は、市相談支援センターと連携を図りながら、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、必要な指導を行うものとする。

(被害者の緊急一時保護)

第23条 市は、配偶者からの第8条第3号に掲げる行為(以下「配偶者からの暴力」という。)を受けた者(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがある者を含む。以下「被害者」という。)からの申出により、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

2 前項に規定する緊急一時保護を行う期間は、被害者が当該申出を行った時から、法に基づく一時保護が開始されるまでの間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当するときは、緊急一時保護を行わない。

(1) 当該緊急一時保護の申出の理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする法第10条各号に掲げる事項に係る保護命令の申立てについての決定により、当該緊急一時保護の必要性を欠くことが明らかなきとき。

(2) 法に基づく一時保護が行われないうち、正当な理由なくして法に基づく一時保護の申出が行われないうちその他の緊急一時保護を行うことが適当でないとき認められるとき。

4 市は、偽りその他不正の手段により第1項に規定する緊急一時保護を受けた者に対して、当該緊急一時保護に要した費用の返還を求めることができる。

(被害者の保護及び自立支援)

第24条 市は、法第10条第1号に掲げる事項に係る保護命令の決定を受けた被害者(市内に住所を有する者に限る。以下この条において同じ。)からの申出により、当該保護命令が効力を有する間、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)に対して、市の施設において、法第5条に規定する保護に準ずる保護を行うことができる。

2 前項の場合において、市は、被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっ旋、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

3 前2項の規定は、法第18条第1項の保護命令の再度の申立てを行った場合について準用する。

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第25条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、法第6条第1項の規定により、その旨を県相談支援センター又は警察官に通報するよう努めるほか、市相談支援センター又は女性相談員に通報することができる。

2 市相談支援センター及び女性相談員は、被害者に関する通報又は相談を受けたときは、必要に応じ、被害者に対し、市又は県相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

3 前2項の場合において、市相談支援センター及び女性相談員は、法第6条第1項の規定により、被害者の意思を尊重しつつ、県相談支援センター又は警察官に通報するものとする。

(職務関係者の義務等)

第26条 市が実施する被害者の保護、相談等に職務上関係のある者(市の依頼によりその業務の一部を行う者を含む。以下「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保に十分な配慮をしなければならない。

2 職務関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 市は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(暴力の防止及び被害者の保護の促進)

第27条 市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進を図るものとする。

- 2 市は、被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上を図るものとする。
- 3 市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うものとする。

#### 第4章 推進体制

##### (推進体制の整備)

第28条 市は、市、市民及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の形成の効果的な促進を図るため、市、市民及び事業者が参加する全市的な推進組織として、さんかく岡山の機能の育成、充実を図るものとする。

- 2 市は、さんかく岡山を拠点に、市の施設相互間の連携体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

##### (岡山市男女共同参画専門委員会の設置)

第29条 本市の男女共同参画社会の形成の促進について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市男女共同参画専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

##### (所掌事務)

第30条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 第19条に規定する審議会等の委員の選任に関すること。
- (3) 第20条に規定する苦情の処理に関すること。
- (4) 男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

##### (組織)

第31条 委員会は、委員10人以内で組織する。

##### (委員)

第32条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、第2号に掲げる者については、委員の総数の10分の3以内の数とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

##### (委員長等)

第33条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議等)

第34条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

#### 第5章 補則

##### (委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第19条及び第21条から第26条までの規定は、平成14年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第19条第3項の規定は、平成14年4月1日前から引き続き任期の途中においては適用しない。
- 3 平成14年3月31日までの間は、第9条第4項の規定中「第5条第2項の規定による専門委員会」とあるのは、「第5条第1項の規定による部会」とする。

#### 附 則(平成23年市条例第17号)

##### (施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

##### (経過措置)

2 施行日以後、最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第32条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

# 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「新さんかくプラン」のあらまし

## 1 策定の経緯

岡山市は、平成13年6月に、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「さんかく条例（岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例）」を制定しました。

このさんかく条例の規定に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成14年3月に、「さんかくプラン（岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画）」を策定し、平成14年度から平成18年度までの5年間、市民と協働しながら、男女共同参画の推進を図り、一定の成果を上げてきました。

しかし、平成17年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、意識の点で男女共同参画についての理解は進みつつあるものの、家庭での役割は女性の負担が大きいなど、男女共同参画が十分浸透しているとは言い難い状況が浮き彫りになりました。

こうしたことから、男女共同参画推進のさらなる取組が必要と考えます。加えて、男女共同参画社会実現に向けた広範な取組は、社会問題となっている少子高齢化への対応の面からも有効であると考えます。

このような考えのもと、平成18年度をもってさんかくプランの計画期間が満了するのを受けて、このたび「新さんかくプラン」を策定しました。

## 2 検討経過

- (1) 岡山市男女共同参画専門委員会での審議（6回）
- (2) 新さんかくプラン策定ワーキンググループ会議（19回）
- (3) パブリック・コメントの実施（期間：平成18年12月25日～平成19年1月22日）
- (4) 公聴会の開催（さんかく岡山、西大寺ふれあいセンター、西ふれあいセンター）

## 3 計画の基本的な考え方

### (1) 計画の目的及び基本目標

性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」（＝男女共同参画社会）の実現を目的とし、

- ① 性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現
- ② 性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現
- ③ 性別にかかわらず、多様な意見が生かされる元気なまちの実現

を基本目標とします。

### (2) 基本理念

さんかく条例で規定した7つの基本理念を本計画の基本理念とします。

### (3) 計画の位置付け及び期間

男女共同参画社会基本法第14条第3項及びさんかく条例第9条に規定する基本的な計画として位置付けます。本計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5カ年とします。



## 4 新さんかくプランでの取組

### (1) 重点的な取組

これまでの本市の男女共同参画の取組と課題をふまえて、

- ①男女平等に関する教育や学習の推進
- ②女性に対する人権侵害をなくすための環境づくり
- ③男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しへの働きかけ
- ④多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

について重点的に取り組めます。これらの取組を通じて、DVやセクハラなどの性別に起因する人権侵害が起こらず、男女の平等感が高いまちの実現を目指します。

このためには、市の取組だけでなく、市民・事業者のみなさんが自らのこととして取り組んでいただくこと（協働）が大切ですので、家庭・地域・職場のあらゆる場面で男女共同参画が進んでいく手がかかりとなるような取組を具体的に掲げ、市民・事業者のみなさんにひとつでも多く取り組んでいただくことを通じて、男女共同参画社会を実現していくことに重点を置いています。

### (2) プランの効き目を測る

市民・事業者・市の行うさまざまな男女共同参画の取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたかを見るための指標（成果指標）を設定します。

また、市の取組については、重点目標ごとに数値目標を設定し、その達成度合の進行管理を行います。

この数値目標と成果指標をもとに、毎年評価を行い、その結果を公表します。

### (3) 推進体制

#### ① 審議会

##### ○男女共同参画専門委員会

基本計画の策定や苦情の処理に関する事項等について調査審議するほか、審議会等の男女いずれの委員も4割以上とする「さんかく条例」の規定の適用除外について審査を行います。委員の定数は10人で、3人以内で公募委員を募集します。

##### ○さんかく岡山運営委員会

「さんかく岡山」の運営に関する審議を行います。委員の定数は8人以内で、学識経験者以外に「さんかく岡山」の利用者の内から委員を委嘱し、「さんかく岡山」の運営に利用者の視点を反映させます。

#### ② 男女共同参画推進本部

市では、男女共同参画施策を総合的に進めるための庁内推進組織として男女共同参画推進本部を置いています。推進本部は、市長を本部長として、局長級の職員で構成しており、関係の課長級職員からなる幹事会を設けています。